

# 北海道建設部土木工事共通仕様書

## 新旧対照表

「北海道建設部土木工事共通仕様書（令和元年10月版）」を一部改定し、「北海道建設部土木工事共通仕様書（令和2年10月版）」として、令和2年10月1日以後に入札する工事から適用する。

北海道建設部建設政策局建設管理課



# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和2年10月版	(旧) 令和元年10月版	頁 新(旧)																																																																																																													
I 土木工事共通仕様書 (本文)																																																																																																															
第1編 共通編 第1章 総則	第1編 共通編 第1章 総則																																																																																																														
第1節 総則 1-1-1-23 工事監督員による検査(確認を含む)及び立会い等	第1節 総則 1-1-1-23 工事監督員による検査(確認を含む)及び立会い等	I - 18 (18) ■中間検査の項目を段階確認に移行したことによる修正																																																																																																													
<p style="text-align: center;">表1-1 段階確認一覧表 (1/4)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>細別</th> <th>確認時期</th> <th>確認項目の目安</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定仮設工</td> <td></td> <td>設置完了時</td> <td>使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等</td> </tr> <tr> <td>河川土工(掘削工) 海岸土工(掘削工) 砂防土工(掘削工) 道路土工(掘削工)</td> <td></td> <td>土(岩)質の変化した時</td> <td>土(岩)質、変化位置</td> </tr> <tr> <td><u>法面工</u></td> <td><u>法面吹付け工</u></td> <td><u>リソ張が完了した時、 コンクリート吹付け前</u></td> <td><u>使用材料、重ね幅、アンカ ー及びスベーク設置状況</u></td> </tr> <tr> <td>道路土工(路床盛土工) 舗装工(下層路盤)</td> <td></td> <td>ブルーローリング実施時 路盤工完了時</td> <td>ブルーローリング実施状況 ブルーローリング実施状況、 基準高、厚さ、幅、 現場密度</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">表層安定処理工</td> <td>表層混合処理 路床安定処理 置換</td> <td>処理完了時 掘削完了時</td> <td>使用材料、基準高、幅、 延長、施工厚さ 使用材料、幅、延長、 置換厚さ</td> </tr> <tr> <td>サトマット</td> <td>処理完了時</td> <td>使用材料、幅、延長、 施工厚さ</td> </tr> <tr> <td>パーカドレーン工</td> <td>サトドレーン 袋詰式サトドレーン ペーパードレーン等</td> <td>施工時 施工完了時</td> <td>使用材料、打込長さ 施工位置、杭径</td> </tr> <tr> <td>締固め改良工</td> <td>サトコンパクションパイル</td> <td>施工時 施工完了時</td> <td>使用材料、打込長さ 基準高、施工位置、杭 径</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">固結工</td> <td rowspan="2">粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル</td> <td>施工時</td> <td>使用材料、深度</td> </tr> <tr> <td>施工完了時</td> <td>基準高、位置・間隔、 杭径</td> </tr> <tr> <td>薬液注入</td> <td>施工時</td> <td>使用材料、深度、注入 量</td> </tr> <tr> <td><u>排水構造物工</u></td> <td><u>管渠工ほか各種管 工事(小規模は除く)</u></td> <td>コンクリート管及び鋼管等 の据付が完了した時</td> <td><u>使用材料、基準高、通 り、延長、接合部、管 と基礎部との据付状況</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">矢板工 (任意仮設を除く)</td> <td rowspan="2">鋼矢板 鋼管矢板</td> <td>打込時</td> <td>使用材料、長さ、溶接 部の適否</td> </tr> <tr> <td>打込完了時</td> <td>基準高、変位</td> </tr> </tbody> </table>	種別	細別	確認時期	確認項目の目安	指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	河川土工(掘削工) 海岸土工(掘削工) 砂防土工(掘削工) 道路土工(掘削工)		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	<u>法面工</u>	<u>法面吹付け工</u>	<u>リソ張が完了した時、 コンクリート吹付け前</u>	<u>使用材料、重ね幅、アンカ ー及びスベーク設置状況</u>	道路土工(路床盛土工) 舗装工(下層路盤)		ブルーローリング実施時 路盤工完了時	ブルーローリング実施状況 ブルーローリング実施状況、 基準高、厚さ、幅、 現場密度	表層安定処理工	表層混合処理 路床安定処理 置換	処理完了時 掘削完了時	使用材料、基準高、幅、 延長、施工厚さ 使用材料、幅、延長、 置換厚さ	サトマット	処理完了時	使用材料、幅、延長、 施工厚さ	パーカドレーン工	サトドレーン 袋詰式サトドレーン ペーパードレーン等	施工時 施工完了時	使用材料、打込長さ 施工位置、杭径	締固め改良工	サトコンパクションパイル	施工時 施工完了時	使用材料、打込長さ 基準高、施工位置、杭 径	固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時	使用材料、深度	施工完了時	基準高、位置・間隔、 杭径	薬液注入	施工時	使用材料、深度、注入 量	<u>排水構造物工</u>	<u>管渠工ほか各種管 工事(小規模は除く)</u>	コンクリート管及び鋼管等 の据付が完了した時	<u>使用材料、基準高、通 り、延長、接合部、管 と基礎部との据付状況</u>	矢板工 (任意仮設を除く)	鋼矢板 鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接 部の適否	打込完了時	基準高、変位	<p style="text-align: center;">表1-1 段階確認一覧表 (1/4)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>細別</th> <th>確認時期</th> <th>確認項目の目安</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定仮設工</td> <td></td> <td>設置完了時</td> <td>使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等</td> </tr> <tr> <td>河川土工(掘削工) 海岸土工(掘削工) 砂防土工(掘削工) 道路土工(掘削工)</td> <td></td> <td>土(岩)質の変化した時</td> <td>土(岩)質、変化位置</td> </tr> <tr> <td>道路土工(路床盛土工) 舗装工(下層路盤)</td> <td></td> <td>ブルーローリング実施時 路盤工完了時</td> <td>ブルーローリング実施状況 ブルーローリング実施状況、 基準高、厚さ、幅、 現場密度</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">表層安定処理工</td> <td>表層混合処理 路床安定処理 置換</td> <td>処理完了時 掘削完了時</td> <td>使用材料、基準高、幅、 延長、施工厚さ 使用材料、幅、延長、 置換厚さ</td> </tr> <tr> <td>サトマット</td> <td>処理完了時</td> <td>使用材料、幅、延長、 施工厚さ</td> </tr> <tr> <td>パーカドレーン工</td> <td>サトドレーン 袋詰式サトドレーン ペーパードレーン等</td> <td>施工時 施工完了時</td> <td>使用材料、打込長さ 施工位置、杭径</td> </tr> <tr> <td>締固め改良工</td> <td>サトコンパクションパイル</td> <td>施工時 施工完了時</td> <td>使用材料、打込長さ 基準高、施工位置、杭 径</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">固結工</td> <td rowspan="2">粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル</td> <td>施工時</td> <td>使用材料、深度</td> </tr> <tr> <td>施工完了時</td> <td>基準高、位置・間隔、 杭径</td> </tr> <tr> <td>薬液注入</td> <td>施工時</td> <td>使用材料、深度、注入 量</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">矢板工 (任意仮設を除く)</td> <td rowspan="2">鋼矢板 鋼管矢板</td> <td>打込時</td> <td>使用材料、長さ、溶接 部の適否</td> </tr> <tr> <td>打込完了時</td> <td>基準高、変位</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">既製杭工</td> <td rowspan="4">既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭</td> <td>打込時</td> <td>使用材料、長さ、溶接 部の適否、杭の支持力</td> </tr> <tr> <td>打込完了時(打込杭)</td> <td>基準高、偏心量</td> </tr> <tr> <td>掘削完了時(中堀杭)</td> <td>掘削長さ、杭の先端土 質</td> </tr> <tr> <td>施工完了時(中堀杭) 杭頭処理完了時</td> <td>基準高、偏心量 杭頭処理状況</td> </tr> </tbody> </table>	種別	細別	確認時期	確認項目の目安	指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	河川土工(掘削工) 海岸土工(掘削工) 砂防土工(掘削工) 道路土工(掘削工)		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	道路土工(路床盛土工) 舗装工(下層路盤)		ブルーローリング実施時 路盤工完了時	ブルーローリング実施状況 ブルーローリング実施状況、 基準高、厚さ、幅、 現場密度	表層安定処理工	表層混合処理 路床安定処理 置換	処理完了時 掘削完了時	使用材料、基準高、幅、 延長、施工厚さ 使用材料、幅、延長、 置換厚さ	サトマット	処理完了時	使用材料、幅、延長、 施工厚さ	パーカドレーン工	サトドレーン 袋詰式サトドレーン ペーパードレーン等	施工時 施工完了時	使用材料、打込長さ 施工位置、杭径	締固め改良工	サトコンパクションパイル	施工時 施工完了時	使用材料、打込長さ 基準高、施工位置、杭 径	固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時	使用材料、深度	施工完了時	基準高、位置・間隔、 杭径	薬液注入	施工時	使用材料、深度、注入 量	矢板工 (任意仮設を除く)	鋼矢板 鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接 部の適否	打込完了時	基準高、変位	既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	使用材料、長さ、溶接 部の適否、杭の支持力	打込完了時(打込杭)	基準高、偏心量	掘削完了時(中堀杭)	掘削長さ、杭の先端土 質	施工完了時(中堀杭) 杭頭処理完了時	基準高、偏心量 杭頭処理状況
種別	細別	確認時期	確認項目の目安																																																																																																												
指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等																																																																																																												
河川土工(掘削工) 海岸土工(掘削工) 砂防土工(掘削工) 道路土工(掘削工)		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置																																																																																																												
<u>法面工</u>	<u>法面吹付け工</u>	<u>リソ張が完了した時、 コンクリート吹付け前</u>	<u>使用材料、重ね幅、アンカ ー及びスベーク設置状況</u>																																																																																																												
道路土工(路床盛土工) 舗装工(下層路盤)		ブルーローリング実施時 路盤工完了時	ブルーローリング実施状況 ブルーローリング実施状況、 基準高、厚さ、幅、 現場密度																																																																																																												
表層安定処理工	表層混合処理 路床安定処理 置換	処理完了時 掘削完了時	使用材料、基準高、幅、 延長、施工厚さ 使用材料、幅、延長、 置換厚さ																																																																																																												
	サトマット	処理完了時	使用材料、幅、延長、 施工厚さ																																																																																																												
	パーカドレーン工	サトドレーン 袋詰式サトドレーン ペーパードレーン等	施工時 施工完了時	使用材料、打込長さ 施工位置、杭径																																																																																																											
締固め改良工	サトコンパクションパイル	施工時 施工完了時	使用材料、打込長さ 基準高、施工位置、杭 径																																																																																																												
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時	使用材料、深度																																																																																																												
		施工完了時	基準高、位置・間隔、 杭径																																																																																																												
	薬液注入	施工時	使用材料、深度、注入 量																																																																																																												
<u>排水構造物工</u>	<u>管渠工ほか各種管 工事(小規模は除く)</u>	コンクリート管及び鋼管等 の据付が完了した時	<u>使用材料、基準高、通 り、延長、接合部、管 と基礎部との据付状況</u>																																																																																																												
矢板工 (任意仮設を除く)	鋼矢板 鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接 部の適否																																																																																																												
		打込完了時	基準高、変位																																																																																																												
種別	細別	確認時期	確認項目の目安																																																																																																												
指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等																																																																																																												
河川土工(掘削工) 海岸土工(掘削工) 砂防土工(掘削工) 道路土工(掘削工)		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置																																																																																																												
道路土工(路床盛土工) 舗装工(下層路盤)		ブルーローリング実施時 路盤工完了時	ブルーローリング実施状況 ブルーローリング実施状況、 基準高、厚さ、幅、 現場密度																																																																																																												
表層安定処理工	表層混合処理 路床安定処理 置換	処理完了時 掘削完了時	使用材料、基準高、幅、 延長、施工厚さ 使用材料、幅、延長、 置換厚さ																																																																																																												
	サトマット	処理完了時	使用材料、幅、延長、 施工厚さ																																																																																																												
	パーカドレーン工	サトドレーン 袋詰式サトドレーン ペーパードレーン等	施工時 施工完了時	使用材料、打込長さ 施工位置、杭径																																																																																																											
締固め改良工	サトコンパクションパイル	施工時 施工完了時	使用材料、打込長さ 基準高、施工位置、杭 径																																																																																																												
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時	使用材料、深度																																																																																																												
		施工完了時	基準高、位置・間隔、 杭径																																																																																																												
	薬液注入	施工時	使用材料、深度、注入 量																																																																																																												
矢板工 (任意仮設を除く)	鋼矢板 鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接 部の適否																																																																																																												
		打込完了時	基準高、変位																																																																																																												
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	使用材料、長さ、溶接 部の適否、杭の支持力																																																																																																												
		打込完了時(打込杭)	基準高、偏心量																																																																																																												
		掘削完了時(中堀杭)	掘削長さ、杭の先端土 質																																																																																																												
		施工完了時(中堀杭) 杭頭処理完了時	基準高、偏心量 杭頭処理状況																																																																																																												

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和2年10月版				(旧) 令和元年10月版				頁 新(旧)
(4/4)				(4/4)				I - 21 (21) ■ 中間検査の項目を段階確認に移行したことによる修正
種 別	細 別	確 認 時 期	確認項目の目安	種 別	細 別	確 認 時 期	確認項目の目安	
鋼板巻立て工	フチング 定着アンカー穿孔工	フチング 定着アンカー穿孔完了時	穿孔長、径、間隔、孔内状況	鋼板巻立て工	フチング 定着アンカー穿孔工	フチング 定着アンカー穿孔完了時	穿孔長、径、間隔、孔内状況	
	鋼板取付け工	鋼板建込み固定アンカー完了時	設計図書との対比（鋼板の割付、形状、継ぎ手形状）、材片の組み合わせ状況		鋼板取付け工	鋼板建込み固定アンカー完了時	設計図書との対比（鋼板の割付、形状、継ぎ手形状）、材片の組み合わせ状況	
	現場溶接工	溶接前	仮付け溶接前の開先面の清掃と乾燥状況、仮付け溶接寸法、外観状況		現場溶接工	溶接前	仮付け溶接前の開先面の清掃と乾燥状況、仮付け溶接寸法、外観状況	
	現場塗装工	塗装前	鋼板面素地調整状況		現場塗装工	塗装前	鋼板面素地調整状況	
塗装完了時		外観状況	塗装完了時	外観状況				
ダム工	各工事ごと別途定める	各工事ごと別途定める	各工事ごと別途定める	ダム工	各工事ごと別途定める	各工事ごと別途定める	各工事ごと別途定める	
床掘工（漁港）	床掘	掘削完了時	基準高	床掘工（漁港）	床掘	掘削完了時	基準高	
基礎工（漁港）	捨石	均し完了時	基準高	基礎工（漁港）	捨石	均し完了時	基準高	
本体内工（漁港）	ケーソン	鉄筋組立て完了時、 <span style="color: red;">製作完了時又は据付前</span>	使用材料、設計図書との対比、 <span style="color: red;">スパー个数、寸法、外観</span>	本体内工（漁港）	ケーソン	鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比、 <span style="color: red;">スパー个数</span>	
	L型ブロック	鉄筋組立て完了時、 <span style="color: red;">製作完了時又は据付前</span>	使用材料、設計図書との対比、 <span style="color: red;">寸法、外観</span>		L型ブロック	製作完了時	設計図書との対比	
	セルラーブロック				方塊（直立消波、蓋を含む）	製作完了時	設計図書との対比	
	方塊（直立消波、蓋を含む）	製作完了時 <span style="color: red;">又は据付前</span>	使用材料、設計図書との対比、 <span style="color: red;">寸法、外観</span>		被覆・根固工（漁港）	根固ブロック	製作完了時	
被覆・根固工（漁港）	根固ブロック	製作完了時 <span style="color: red;">又は据付前</span>	使用材料、設計図書との対比、 <span style="color: red;">寸法、外観</span>	消波工（漁港）	消波ブロック	製作完了時	設計図書との対比	
消波工（漁港）	消波ブロック	製作完了時 <span style="color: red;">又は据付前</span>	使用材料、設計図書との対比、 <span style="color: red;">寸法、外観</span>	裏込・裏理工（漁港）	裏込（埋）材	裏埋土前	設計図書との対比	
裏込・裏理工（漁港）	裏込（埋）材	裏埋土前	設計図書との対比					

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和2年10月版	(旧) 令和元年10月版	頁 新(旧)
<p><b>1-1-1-32 工事中の安全確保</b></p> <p>1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術審議官通達、<a href="#">令和2年3月</a>）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月）、港湾工事安全施工指針（(社)日本埋立浚渫協会）、潜水作業安全施工指針（(社)日本潜水協会）、作業船団安全運航指針（(社)日本海上起重技術協会）及びJIS A 8972（斜面・法面工事中用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針等は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>13. 受注者は、工事中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法（<a href="#">令和元年6月改正 法律第37号</a>）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p>	<p><b>1-1-1-32 工事中の安全確保</b></p> <p>1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術審議官通達、平成29年3月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月）、港湾工事安全施工指針（(社)日本埋立浚渫協会）、潜水作業安全施工指針（(社)日本潜水協会）、作業船団安全運航指針（(社)日本海上起重技術協会）及びJIS A 8972（斜面・法面工事中用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針等は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>13. 受注者は、工事中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法（平成30年7月改正 法律第78号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p>	<p>I - 24 (24) I - 25 (25) ■諸基準類の改定に伴う修正</p>
<p><b>1-1-1-36 環境対策</b></p> <p>4. 受注者は、工事の施工に当たり建設機械を使用する場合は、以下の各号の規定によらなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、トンネル坑内作業に当たり表1-4に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（<a href="#">令和元年改正 経済産業省・国土交通省・環境省令第1号</a>）」第16条第1項第2号、若しくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、又は「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施環第291号）」若しくは、「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日付け国総施第215号、最終改正平成23年7月13日付け国総環第1号）」に基づき指定されたトンネル工事中用排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。</p>	<p><b>1-1-1-39 諸法令の遵守</b></p> <p>4. 受注者は、工事の施工に当たり建設機械を使用する場合は、以下の各号の規定によらなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、トンネル坑内作業に当たり表1-4に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして、表1-4の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成18年3月28日経済産業省・国土交通省・環境省令第1号、最終改正平成28年11月11日付け経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）」第16条第1項第2号、若しくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、又は「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施環第291号）」若しくは、「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日付け国総施第215号、最終改正平成23年7月13日付け国総環第1号）」に基づき指定されたトンネル工事中用排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。</p>	<p>I - 29 (29) ■諸基準類の改定に伴う修正</p>
<p><b>1-1-1-38 安全管理</b></p> <p>1. 交通安全管理</p> <p>(3) 受注者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、工事監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（平成30年12月 内閣府・国土交通省令第5号）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」（建設省道路局長通知 昭和37年8月30日）、「道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について」（道路局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について」（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）、「道路工事保安施設設置基準」（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月）及び「Ⅲ付表. 1. 道路工事に伴う道路標識の設置基準等」に基づくなどして、安全対策を講じなければならない。</p>	<p><b>1-1-1-38 安全管理</b></p> <p>1. 交通安全管理</p> <p>(3) 受注者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、工事監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（平成29年4月21日内閣府・国土交通省令第3号）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」（建設省道路局長通知 昭和37年8月30日）、「道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について」（道路局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について」（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）、「道路工事保安施設設置基準」（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月）及び「Ⅲ付表. 1. 道路工事に伴う道路標識の設置基準等」に基づくなどして、安全対策を講じなければならない。</p>	<p>I - 32 (32) ■諸基準類の改定に伴う修正</p>



# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和2年10月版	(旧) 令和元年10月版	頁 新(旧)
<p><b>1-1-1-39 諸法令の遵守</b></p> <p>(1) 地方自治法 (平成29年6月改正 法律第74号)</p> <p>(2) 建設業法 (平成26年6月改正 法律第45号)</p> <p>(3) 下請代金支払遅延等防止法 (平成21年6月改正 法律第51号)</p> <p>(4) 労働基準法 (平成30年7月改正 法律第71号)</p> <p>(5) 労働安全衛生法 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(6) 作業環境測定法 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(7) じん肺法 (平成30年7月改正 法律第71号)</p> <p>(8) 雇用保険法 (平成30年7月改正 法律第71号)</p> <p>(9) 労働者災害補償保険法 (平成30年5月改正 法律第31号)</p> <p>(10) 健康保険法 (令和元年5月改正 法律第9号)</p> <p>(11) 中小企業退職金共済法 (令和元年5月改正 法律第16号)</p> <p>(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(13) 出入国管理及び難民認定法 (平成30年12月改正 法律第102号)</p> <p>(14) 道路法 (平成30年12月改正 法律第102号)</p> <p>(15) 道路交通法 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(16) 道路運送法 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(17) 道路運送車両法 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(18) 砂防法 (平成25年11月改正 法律第76号)</p> <p>(19) 地すべり等防止法 (平成26年6月改正 法律第45号)</p> <p>(20) 河川法 (平成29年6月改正 法律第45号)</p> <p>(21) 海岸法 (平成30年12月改正 法律第95号)</p> <p>(22) 港湾法 (平成29年6月改正 法律第55号)</p> <p>(23) 港則法 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(24) 水路業務法 (平成30年12月改正 法律第95号)</p> <p>(25) 漁港漁場整備法 (平成30年12月改正 法律第95号)</p> <p>(26) 下水道法 (平成27年5月改正 法律第22号)</p> <p>(27) 航空法 (令和元年6月改正 法律第38号)</p> <p>(28) 公有水面埋立法 (平成26年6月改正 法律第51号)</p> <p>(29) 軌道法 (平成29年6月改正 法律第45号)</p> <p>(30) 森林法 (平成30年6月改正 法律第35号)</p> <p>(31) 環境基本法 (平成30年6月改正 法律第50号)</p> <p>(32) 火薬類取締法 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(33) 大気汚染防止法 (平成29年6月改正 法律第45号)</p> <p>(34) 騒音規制法 (平成26年6月改正 法律第72号)</p> <p>(35) 水質汚濁防止法 (平成29年6月改正 法律第45号)</p> <p>(36) 湖沼水質保全特別措置法 (平成26年6月改正 法律第72号)</p> <p>(37) 振動規制法 (平成26年6月改正 法律第72号)</p> <p>(38) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(39) 文化財保護法 (平成30年6月改正 法律第42号)</p> <p>(40) 砂利採取法 (平成27年6月改正 法律第50号)</p> <p>(41) 電気事業法 (平成30年6月改正 法律第41号)</p> <p>(42) 消防法 (平成30年6月改正 法律第67号)</p> <p>(43) 測量法 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(44) 建築基準法 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(45) 都市公園法 (平成29年5月改正 法律第26号)</p> <p>(46) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成29年6月改正 法律第55号)</p>	<p><b>1-1-1-39 諸法令の遵守</b></p> <p>(1) 地方自治法 (平成29年6月改正 法律第74号)</p> <p>(2) 建設業法 (平成26年6月改正 法律第45号)</p> <p>(3) 下請代金支払遅延等防止法 (平成21年6月改正 法律第51号)</p> <p>(4) 労働基準法 (平成30年7月改正 法律第71号)</p> <p>(5) 労働安全衛生法 (平成30年7月改正 法律第78号)</p> <p>(6) 作業環境測定法 (平成26年5月改正 法律第41号)</p> <p>(7) じん肺法 (平成30年7月改正 法律第71号)</p> <p>(8) 雇用保険法 (平成30年7月改正 法律第71号)</p> <p>(9) 労働者災害補償保険法 (平成30年5月改正 法律第31号)</p> <p>(10) 健康保険法 (平成30年7月改正 法律第79号)</p> <p>(11) 中小企業退職金共済法 (平成29年6月改正 法律第45号)</p> <p>(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (平成30年7月改正 法律第71号)</p> <p>(13) 出入国管理及び難民認定法 (平成30年7月改正 法律第71号)</p> <p>(14) 道路法 (平成30年3月改正 法律第6号)</p> <p>(15) 道路交通法 (平成30年6月改正 法律第41号)</p> <p>(16) 道路運送法 (平成29年6月改正 法律第45号)</p> <p>(17) 道路運送車両法 (平成29年5月改正 法律第40号)</p> <p>(18) 砂防法 (平成25年11月改正 法律第76号)</p> <p>(19) 地すべり等防止法 (平成26年6月改正 法律第45号)</p> <p>(20) 河川法 (平成29年6月改正 法律第45号)</p> <p>(21) 海岸法 (平成29年6月改正 法律第45号)</p> <p>(22) 港湾法 (平成29年6月改正 法律第55号)</p> <p>(23) 港則法 (平成29年6月改正 法律第55号)</p> <p>(24) 水路業務法 (平成30年12月改正 法律第95号)</p> <p>(25) 漁港漁場整備法 (平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(26) 下水道法 (平成27年5月改正 法律第22号)</p> <p>(27) 航空法 (平成29年6月改正 法律第45号)</p> <p>(28) 公有水面埋立法 (平成26年6月改正 法律第51号)</p> <p>(29) 軌道法 (平成29年6月改正 法律第45号)</p> <p>(30) 森林法 (平成30年6月改正 法律第35号)</p> <p>(31) 環境基本法 (平成30年6月改正 法律第50号)</p> <p>(32) 火薬類取締法 (平成27年6月改正 法律第50号)</p> <p>(33) 大気汚染防止法 (平成29年6月改正 法律第45号)</p> <p>(34) 騒音規制法 (平成26年6月改正 法律第72号)</p> <p>(35) 水質汚濁防止法 (平成29年6月改正 法律第45号)</p> <p>(36) 湖沼水質保全特別措置法 (平成26年6月改正 法律第72号)</p> <p>(37) 振動規制法 (平成26年6月改正 法律第72号)</p> <p>(38) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (平成29年6月改正 法律第61号)</p> <p>(39) 文化財保護法 (平成30年6月改正 法律第42号)</p> <p>(40) 砂利採取法 (平成27年6月改正 法律第50号)</p> <p>(41) 電気事業法 (平成30年6月改正 法律第41号)</p> <p>(42) 消防法 (平成30年6月改正 法律第67号)</p> <p>(43) 測量法 (平成29年5月改正 法律第41号)</p> <p>(44) 建築基準法 (平成30年6月改正 法律第67号)</p> <p>(45) 都市公園法 (平成29年5月改正 法律第26号)</p> <p>(46) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成29年6月改正 法律第55号)</p>	<p>I - 34 (34)</p> <p>I - 35 (35)</p> <p>■諸基準類の改定に伴う修正</p>

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和2年10月版	(旧) 令和元年10月版	頁 新(旧)
(47) 土壌汚染対策法 (平成29年6月改正 法律第45号)	(47) 土壌汚染対策法 (平成29年6月改正 法律第45号)	
(48) 駐車場法 (平成29年5月改正 法律第26号)	(48) 駐車場法 (平成29年5月改正 法律第26号)	
(49) 海上交通安全法 (平成28年5月改正 法律第42号)	(49) 海上交通安全法 (平成28年5月改正 法律第42号)	
(50) 海上衝突予防法 (平成15年6月改正 法律第63号)	(50) 海上衝突予防法 (平成15年6月改正 法律第63号)	
(51) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (令和元年5月改正 法律第18号)	(51) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (平成29年6月改正 法律第45号)	
(52) 船員法 (平成30年6月改正 法律第41号)	(52) 船員法 (平成30年6月改正 法律第41号)	
(53) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成30年6月改正 法律第59号)	(53) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成30年6月改正 法律第59号)	
(54) 船舶安全法 (平成29年5月改正 法律第41号)	(54) 船舶安全法 (平成29年5月改正 法律第41号)	
(55) 自然環境保全法 (平成31年4月改正 法律第20号)	(55) 自然環境保全法 (平成26年6月改正 法律第69号)	
(56) 自然公園法 (令和元年6月改正 法律第37号)	(56) 自然公園法 (平成26年6月改正 法律第69号)	
(57) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (令和元年6月改正 法律第37号)	(57) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成27年9月改正 法律第66号)	
(58) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成27年9月改正 法律第66号)	(58) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成27年9月改正 法律第66号)	
(59) 河川法施行法 抄 (平成11年12月改正 法律第160号)	(59) 河川法施行法 抄 (平成11年12月改正 法律第160号)	
(60) 技術士法 (令和元年6月改正 法律第37号)	(60) 技術士法 (平成26年6月改正 法律第69号)	
(61) 漁業法 (令和元年5月改正 法律第1号)	(61) 漁業法 (平成30年7月改正 法律第75号)	
(62) 空港法 (令和元年6月改正 法律第37号)	(62) 空港法 (平成25年11月改正 法律第76号)	
(63) 計量法 (平成26年6月改正 法律第69号)	(63) 計量法 (平成26年6月改正 法律第69号)	
(64) 厚生年金保険法 (平成30年7月改正 法律第71号)	(64) 厚生年金保険法 (平成30年7月改正 法律第71号)	
(65) 航路標識法 (平成28年5月改正 法律第42号)	(65) 航路標識法 (平成28年5月改正 法律第42号)	
(66) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成26年6月改正 法律第69号)	(66) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成26年6月改正 法律第69号)	
(67) 最低賃金法 (平成24年4月改正 法律第27号)	(67) 最低賃金法 (平成24年4月改正 法律第27号)	
(68) 職業安定法 (令和元年6月改正 法律第37号)	(68) 職業安定法 (平成30年7月改正 法律第91号)	
(69) 所得税法 (平成31年3月改正 法律第6号)	(69) 所得税法 (平成30年6月改正 法律第41号)	
(70) 水産資源保護法 (平成30年12月改正 法律第95号)	(70) 水産資源保護法 (平成27年9月改正 法律第70号)	
(71) 船員保険法 (令和元年5月改正 法律第9号)	(71) 船員保険法 (平成29年6月改正 法律第52号)	
(72) 著作権法 (平成30年7月改正 法律第72号)	(72) 著作権法 (平成30年7月改正 法律第72号)	
(73) 電波法 (令和元年6月改正 法律第23号)	(73) 電波法 (平成30年5月改正 法律第24号)	
(74) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和元年6月改正 法律第20号)	(74) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (平成29年6月改正 法律第45号)	
(75) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (平成29年6月改正 法律第45号)	(75) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (平成28年3月改正 法律第17号)	
(76) 農薬取締法 (平成30年6月改正 法律第53号)	(76) 農薬取締法 (平成30年6月改正 法律第53号)	
(77) 毒物及び劇物取締法 (平成30年6月改正 法律第66号)	(77) 毒物及び劇物取締法 (平成30年6月改正 法律第66号)	
(78) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成29年5月改正 法律第41号)	(78) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成29年5月改正 法律第41号)	
(79) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (令和元年6月改正 法律第35号)	(79) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成26年6月改正 法律第56号)	
(80) 警備業法 (令和元年6月改正 法律第37号)	(80) 警備業法 (平成30年5月改正 法律第33号)	
(81) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (令和元年6月改正 法律第37号)	(81) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成30年6月改正 法律第41号)	
(82) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成30年6月改正 法律第67号)	(82) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成30年6月改正 法律第67号)	
(83) 都市計画法 (平成30年4月改正 法律第22号)	(83) 都市計画法 (平成30年4月改正 法律第22号)	
(84) 土地収用法 (平成29年6月改正 法律第45号)	(84) 土地収用法 (平成29年6月改正 法律第45号)	
(85) 民法 (令和元年6月改正 法律第34号)	(85) 民法 (平成30年7月改正 法律第72号)	
(86) 地方税法 (平成31年3月改正 法律第2号)	(86) 地方税法 (平成30年3月改正 法律第3号)	
(87) 電気通信事業法 (令和元年5月改正 法律第5号)	(87) 電気通信事業法 (平成30年5月改正 法律第24号)	

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和2年10月版	(旧) 令和元年10月版	頁 新(旧)																						
<p style="text-align: center;">立 会 願</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p><u>主任監督員(監督員)</u></p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">(受注者名) 現場代理人 ㊟</p> <p>下記項目について、立会いをお願いします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">工 事 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">項 目</td> <td style="width: 70%;">内 容</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>希 望 日 時</td> <td>令和 年 月 日 時</td> </tr> </table> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>上記項目について、以下のとおり実施します。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">主任監督員(監督員) ㊟</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">実施日時</td> <td style="width: 35%;">令和 年 月 日 時 分から</td> <td style="width: 50%;">実施者名</td> </tr> </table> <p>(主 旨)</p> <p>本様式は、設計図書において現場代理人が工事監督員の立会いを受ける必要がある場合に、工事監督員に提出するものである。</p> <p>注 1 本様式は現場代理人が保管することとし、工事監督員はその写しを受け取ること。 2 立会いの内容については、工事施工協議簿にて明らかにすること。</p>	工 事 名		項 目	内 容			希 望 日 時	令和 年 月 日 時	実施日時	令和 年 月 日 時 分から	実施者名	<p style="text-align: center;">立 会 願</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>(総括監督員) 様</p> <p style="text-align: right;">(受注者名) 現場代理人 ㊟</p> <p>下記項目について、立会いをお願いします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">工 事 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">項 目</td> <td style="width: 70%;">内 容</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>希 望 日 時</td> <td>令和 年 月 日 時</td> </tr> </table> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>上記項目について、以下のとおり実施します。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">主任監督員(監督員) ㊟</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">実施日時</td> <td style="width: 35%;">令和 年 月 日 時 分から</td> <td style="width: 50%;">実施者名</td> </tr> </table> <p>(主 旨)</p> <p>本様式は、設計図書において現場代理人が工事監督員の立会いを受ける必要がある場合に、工事監督員に提出するものである。</p> <p>注 1 本様式は現場代理人が保管することとし、工事監督員はその写しを受け取ること。 2 立会いの内容については、工事施工協議簿にて明らかにすること。</p>	工 事 名		項 目	内 容			希 望 日 時	令和 年 月 日 時	実施日時	令和 年 月 日 時 分から	実施者名	<p>I - 47 (47)</p> <p>■様式の改定に伴う修正</p>
工 事 名																								
項 目	内 容																							
希 望 日 時	令和 年 月 日 時																							
実施日時	令和 年 月 日 時 分から	実施者名																						
工 事 名																								
項 目	内 容																							
希 望 日 時	令和 年 月 日 時																							
実施日時	令和 年 月 日 時 分から	実施者名																						



# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和2年10月版	(旧) 令和元年10月版	頁 新(旧)																																																																																																														
<p style="text-align: center;">段 階 確 認 願 (第 回)</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p><u>主任監督員 (監督員)</u> 様</p> <p style="text-align: right;">(受注者名) 現場代理人 ㊦</p> <p>下記について、段階確認をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>段階確認の内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>工事名</th> <th colspan="5">実施希望日</th> <th>令和 年 月 日</th> </tr> <tr> <th>工 種</th> <th>細 目 等</th> <th>品 質 規 格</th> <th>区域・測点等</th> <th>数量等</th> <th>呼称</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>上記の段階確認について、以下のとおり実施します。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">主任監督員 (監督員) ㊦</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>実施日時</td> <td>令和 年 月 日 時 分から</td> <td>実施者名</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>実施場所</td> <td colspan="3"><input type="checkbox"/> 工事現場、<input type="checkbox"/> 製作工場、<input type="checkbox"/> (実施場所)</td> </tr> <tr> <td>実施方法</td> <td colspan="3"><input type="checkbox"/> 臨 場、<input type="checkbox"/> 机 上</td> </tr> <tr> <td>必要書類</td> <td colspan="3"> <input type="checkbox"/> 設計図書、<input type="checkbox"/> 測量結果、<input type="checkbox"/> 出来形図等、<input type="checkbox"/> 品質規格証明等  <input type="checkbox"/> 施工管理記録、<input type="checkbox"/> 写真、<input type="checkbox"/> (その他必要書類等)         </td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td colspan="3"> </td> </tr> </table> <p>(主 旨) 本様式は、現場代理人が工事監督員の段階確認を受ける必要がある場合に、工事監督員に提出するものである。</p> <p>注 1 該当する□内にレを記入すること。 2 本様式は現場代理人が保管することとし、工事監督員はその写しを受け取ること。 3 段階確認の結果及び指示事項については、工事施工協議簿にて明らかにすること。</p>	工事名	実施希望日					令和 年 月 日	工 種	細 目 等	品 質 規 格	区域・測点等	数量等	呼称	備 考																						実施日時	令和 年 月 日 時 分から	実施者名		実施場所	<input type="checkbox"/> 工事現場、 <input type="checkbox"/> 製作工場、 <input type="checkbox"/> (実施場所)			実施方法	<input type="checkbox"/> 臨 場、 <input type="checkbox"/> 机 上			必要書類	<input type="checkbox"/> 設計図書、 <input type="checkbox"/> 測量結果、 <input type="checkbox"/> 出来形図等、 <input type="checkbox"/> 品質規格証明等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録、 <input type="checkbox"/> 写真、 <input type="checkbox"/> (その他必要書類等)			特記事項				<p style="text-align: center;">段 階 確 認 願 (第 回)</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>(総括監督員) 様</p> <p style="text-align: right;">(受注者名) 現場代理人 ㊦</p> <p>下記について、段階確認をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>段階確認の内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>工事名</th> <th colspan="5">実施希望日</th> <th>令和 年 月 日</th> </tr> <tr> <th>工 種</th> <th>細 目 等</th> <th>品 質 規 格</th> <th>区域・測点等</th> <th>数量等</th> <th>呼称</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>上記の段階確認について、以下のとおり実施します。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">主任監督員 (監督員) ㊦</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>実施日時</td> <td>令和 年 月 日 時 分から</td> <td>実施者名</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>実施場所</td> <td colspan="3"><input type="checkbox"/> 工事現場、<input type="checkbox"/> 製作工場、<input type="checkbox"/> (実施場所)</td> </tr> <tr> <td>実施方法</td> <td colspan="3"><input type="checkbox"/> 臨 場、<input type="checkbox"/> 机 上</td> </tr> <tr> <td>必要書類</td> <td colspan="3"> <input type="checkbox"/> 設計図書、<input type="checkbox"/> 測量結果、<input type="checkbox"/> 出来形図等、<input type="checkbox"/> 品質規格証明等  <input type="checkbox"/> 施工管理記録、<input type="checkbox"/> 写真、<input type="checkbox"/> (その他必要書類等)         </td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td colspan="3"> </td> </tr> </table> <p>(主 旨) 本様式は、現場代理人が工事監督員の段階確認を受ける必要がある場合に、工事監督員に提出するものである。</p> <p>注 1 該当する□内にレを記入すること。 2 本様式は現場代理人が保管することとし、工事監督員はその写しを受け取ること。 3 段階確認の結果及び指示事項については、工事施工協議簿にて明らかにすること。</p>	工事名	実施希望日					令和 年 月 日	工 種	細 目 等	品 質 規 格	区域・測点等	数量等	呼称	備 考																						実施日時	令和 年 月 日 時 分から	実施者名		実施場所	<input type="checkbox"/> 工事現場、 <input type="checkbox"/> 製作工場、 <input type="checkbox"/> (実施場所)			実施方法	<input type="checkbox"/> 臨 場、 <input type="checkbox"/> 机 上			必要書類	<input type="checkbox"/> 設計図書、 <input type="checkbox"/> 測量結果、 <input type="checkbox"/> 出来形図等、 <input type="checkbox"/> 品質規格証明等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録、 <input type="checkbox"/> 写真、 <input type="checkbox"/> (その他必要書類等)			特記事項				<p>I - 49 (49)</p> <p>■様式の改定に伴う修正</p>
工事名	実施希望日					令和 年 月 日																																																																																																										
工 種	細 目 等	品 質 規 格	区域・測点等	数量等	呼称	備 考																																																																																																										
実施日時	令和 年 月 日 時 分から	実施者名																																																																																																														
実施場所	<input type="checkbox"/> 工事現場、 <input type="checkbox"/> 製作工場、 <input type="checkbox"/> (実施場所)																																																																																																															
実施方法	<input type="checkbox"/> 臨 場、 <input type="checkbox"/> 机 上																																																																																																															
必要書類	<input type="checkbox"/> 設計図書、 <input type="checkbox"/> 測量結果、 <input type="checkbox"/> 出来形図等、 <input type="checkbox"/> 品質規格証明等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録、 <input type="checkbox"/> 写真、 <input type="checkbox"/> (その他必要書類等)																																																																																																															
特記事項																																																																																																																
工事名	実施希望日					令和 年 月 日																																																																																																										
工 種	細 目 等	品 質 規 格	区域・測点等	数量等	呼称	備 考																																																																																																										
実施日時	令和 年 月 日 時 分から	実施者名																																																																																																														
実施場所	<input type="checkbox"/> 工事現場、 <input type="checkbox"/> 製作工場、 <input type="checkbox"/> (実施場所)																																																																																																															
実施方法	<input type="checkbox"/> 臨 場、 <input type="checkbox"/> 机 上																																																																																																															
必要書類	<input type="checkbox"/> 設計図書、 <input type="checkbox"/> 測量結果、 <input type="checkbox"/> 出来形図等、 <input type="checkbox"/> 品質規格証明等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録、 <input type="checkbox"/> 写真、 <input type="checkbox"/> (その他必要書類等)																																																																																																															
特記事項																																																																																																																

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和2年10月版	(旧) 令和元年10月版	頁 新(旧)
<b>第2章 材 料</b>	<b>第2章 材 料</b>	
<p><b>第8節 セメント及び混和材料</b>  <b>1-2-8-1 一般事項</b></p> <p>7. 受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵した混和剤は使用してはならない。</p> <p>9. 受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用に当たって、これを用いる場合に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵した混和材は使用してはならない。</p>	<p><b>第8節 セメント及び混和材料</b>  <b>1-2-8-1 一般事項</b></p> <p>7. 受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。</p> <p>9. 受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用に当たって、これを用いる場合に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。</p>	<p>I - 87 (87)</p> <p>■誤記の修正</p>
<p><b>1-2-14-1 道路標識</b></p> <p>2. 標示板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。</p> <p>(2) 支 柱</p> <p>JIS G 3452 (配管用炭素鋼鋼管)</p> <p>JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)</p> <p>JIS G 3192 (熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差)</p> <p>JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)</p> <p><u>JIS G 3106 (溶接構造用圧延鋼材)</u></p> <p><u>JIS G 3136 (建築構造用圧延鋼材)</u></p>	<p><b>1-2-14-1 道路標識</b></p> <p>2. 標示板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。</p> <p>(2) 支 柱</p> <p>JIS G 3452 (配管用炭素鋼鋼管)</p> <p>JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)</p> <p>JIS G 3192 (熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差)</p> <p>JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)</p>	<p>I - 122 (122)</p> <p>■諸基準類の改定に伴う修正</p>

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和2年10月版	(旧) 令和元年10月版	頁 新(旧)																																																																																																																																																																																																																												
<p style="text-align: center;">表2-56 封入レンズ型反射シートの反射性能</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>観測角</th> <th>入射角</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>緑</th> <th>青</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">12' (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>70</td> <td>50</td> <td>15</td> <td>9.0</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>30</td> <td>22</td> <td>6.0</td> <td>3.5</td> <td>1.7</td> </tr> <tr> <td><u>40°</u></td> <td><u>10</u></td> <td><u>7.0</u></td> <td><u>2.0</u></td> <td><u>1.5</u></td> <td><u>0.5</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">20' (0.33°)</td> <td>5°</td> <td>50</td> <td>35</td> <td>10</td> <td>7.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>24</td> <td>16</td> <td>4.0</td> <td>3.0</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td><u>40°</u></td> <td><u>9.0</u></td> <td><u>6.0</u></td> <td><u>1.8</u></td> <td><u>1.2</u></td> <td><u>0.4</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.6</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.5</td> <td>0.4</td> <td>0.3</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td><u>40°</u></td> <td><u>1.5</u></td> <td><u>1.0</u></td> <td><u>0.3</u></td> <td><u>0.2</u></td> <td><u>0.06</u></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表2-57 カプセルレンズ型反射シートの反射性能</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>観測角</th> <th>入射角</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>緑</th> <th>青</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">12' (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>250</td> <td>170</td> <td>45</td> <td>45</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>150</td> <td>100</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td><u>40°</u></td> <td><u>110</u></td> <td><u>70</u></td> <td><u>16</u></td> <td><u>16</u></td> <td><u>8.0</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">20' (0.33°)</td> <td>5°</td> <td>180</td> <td>122</td> <td>25</td> <td>21</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>100</td> <td><u>57</u></td> <td>14</td> <td><u>11</u></td> <td><u>7.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>40°</u></td> <td><u>95</u></td> <td><u>54</u></td> <td><u>13</u></td> <td><u>11</u></td> <td><u>7.0</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.6</td> <td><u>0.2</u></td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td><u>1.5</u></td> <td>0.4</td> <td>0.3</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td><u>40°</u></td> <td><u>1.5</u></td> <td><u>1.0</u></td> <td><u>0.3</u></td> <td><u>0.2</u></td> <td><u>0.06</u></td> </tr> </tbody> </table>	観測角	入射角	白	黄	赤	緑	青	12' (0.2°)	5°	70	50	15	9.0	4.0	30°	30	22	6.0	3.5	1.7	<u>40°</u>	<u>10</u>	<u>7.0</u>	<u>2.0</u>	<u>1.5</u>	<u>0.5</u>	20' (0.33°)	5°	50	35	10	7.0	2.0	30°	24	16	4.0	3.0	1.0	<u>40°</u>	<u>9.0</u>	<u>6.0</u>	<u>1.8</u>	<u>1.2</u>	<u>0.4</u>	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.2	30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1	<u>40°</u>	<u>1.5</u>	<u>1.0</u>	<u>0.3</u>	<u>0.2</u>	<u>0.06</u>	観測角	入射角	白	黄	赤	緑	青	12' (0.2°)	5°	250	170	45	45	20	30°	150	100	25	25	11	<u>40°</u>	<u>110</u>	<u>70</u>	<u>16</u>	<u>16</u>	<u>8.0</u>	20' (0.33°)	5°	180	122	25	21	14	30°	100	<u>57</u>	14	<u>11</u>	<u>7.0</u>	<u>40°</u>	<u>95</u>	<u>54</u>	<u>13</u>	<u>11</u>	<u>7.0</u>	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	<u>0.2</u>	30°	2.5	<u>1.5</u>	0.4	0.3	0.1	<u>40°</u>	<u>1.5</u>	<u>1.0</u>	<u>0.3</u>	<u>0.2</u>	<u>0.06</u>	<p style="text-align: center;">表2-56 封入レンズ型反射シートの反射性能</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>観測角</th> <th>入射角</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>緑</th> <th>青</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">12' (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>70</td> <td>50</td> <td>15</td> <td>9.0</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>30</td> <td>22</td> <td>6.0</td> <td>3.5</td> <td>1.7</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">20' (0.33°)</td> <td>5°</td> <td>50</td> <td>35</td> <td>10</td> <td>7.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>24</td> <td>16</td> <td>4.0</td> <td>3.0</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.6</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.5</td> <td>0.4</td> <td>0.3</td> <td>0.1</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表2-57 カプセルレンズ型反射シートの反射性能</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>観測角</th> <th>入射角</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>緑</th> <th>青</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">12' (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>250</td> <td>170</td> <td>45</td> <td>45</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>150</td> <td>100</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">20' (0.33°)</td> <td>5°</td> <td>180</td> <td>122</td> <td>25</td> <td>21</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>100</td> <td>67</td> <td>14</td> <td>12</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.6</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.8</td> <td>0.4</td> <td>0.3</td> <td>0.1</td> </tr> </tbody> </table>	観測角	入射角	白	黄	赤	緑	青	12' (0.2°)	5°	70	50	15	9.0	4.0	30°	30	22	6.0	3.5	1.7	20' (0.33°)	5°	50	35	10	7.0	2.0	30°	24	16	4.0	3.0	1.0	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.2	30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1	観測角	入射角	白	黄	赤	緑	青	12' (0.2°)	5°	250	170	45	45	20	30°	150	100	25	25	11	20' (0.33°)	5°	180	122	25	21	14	30°	100	67	14	12	8.0	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.3	30°	2.5	1.8	0.4	0.3	0.1	<p style="text-align: center;">頁 新(旧)</p> <p style="text-align: center;">I - 123 (123)</p> <p>■諸基準類の改定に伴う修正</p>
観測角	入射角	白	黄	赤	緑	青																																																																																																																																																																																																																								
12' (0.2°)	5°	70	50	15	9.0	4.0																																																																																																																																																																																																																								
	30°	30	22	6.0	3.5	1.7																																																																																																																																																																																																																								
	<u>40°</u>	<u>10</u>	<u>7.0</u>	<u>2.0</u>	<u>1.5</u>	<u>0.5</u>																																																																																																																																																																																																																								
20' (0.33°)	5°	50	35	10	7.0	2.0																																																																																																																																																																																																																								
	30°	24	16	4.0	3.0	1.0																																																																																																																																																																																																																								
	<u>40°</u>	<u>9.0</u>	<u>6.0</u>	<u>1.8</u>	<u>1.2</u>	<u>0.4</u>																																																																																																																																																																																																																								
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.2																																																																																																																																																																																																																								
	30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1																																																																																																																																																																																																																								
	<u>40°</u>	<u>1.5</u>	<u>1.0</u>	<u>0.3</u>	<u>0.2</u>	<u>0.06</u>																																																																																																																																																																																																																								
観測角	入射角	白	黄	赤	緑	青																																																																																																																																																																																																																								
12' (0.2°)	5°	250	170	45	45	20																																																																																																																																																																																																																								
	30°	150	100	25	25	11																																																																																																																																																																																																																								
	<u>40°</u>	<u>110</u>	<u>70</u>	<u>16</u>	<u>16</u>	<u>8.0</u>																																																																																																																																																																																																																								
20' (0.33°)	5°	180	122	25	21	14																																																																																																																																																																																																																								
	30°	100	<u>57</u>	14	<u>11</u>	<u>7.0</u>																																																																																																																																																																																																																								
	<u>40°</u>	<u>95</u>	<u>54</u>	<u>13</u>	<u>11</u>	<u>7.0</u>																																																																																																																																																																																																																								
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	<u>0.2</u>																																																																																																																																																																																																																								
	30°	2.5	<u>1.5</u>	0.4	0.3	0.1																																																																																																																																																																																																																								
	<u>40°</u>	<u>1.5</u>	<u>1.0</u>	<u>0.3</u>	<u>0.2</u>	<u>0.06</u>																																																																																																																																																																																																																								
観測角	入射角	白	黄	赤	緑	青																																																																																																																																																																																																																								
12' (0.2°)	5°	70	50	15	9.0	4.0																																																																																																																																																																																																																								
	30°	30	22	6.0	3.5	1.7																																																																																																																																																																																																																								
20' (0.33°)	5°	50	35	10	7.0	2.0																																																																																																																																																																																																																								
	30°	24	16	4.0	3.0	1.0																																																																																																																																																																																																																								
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.2																																																																																																																																																																																																																								
	30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1																																																																																																																																																																																																																								
観測角	入射角	白	黄	赤	緑	青																																																																																																																																																																																																																								
12' (0.2°)	5°	250	170	45	45	20																																																																																																																																																																																																																								
	30°	150	100	25	25	11																																																																																																																																																																																																																								
20' (0.33°)	5°	180	122	25	21	14																																																																																																																																																																																																																								
	30°	100	67	14	12	8.0																																																																																																																																																																																																																								
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.3																																																																																																																																																																																																																								
	30°	2.5	1.8	0.4	0.3	0.1																																																																																																																																																																																																																								

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和2年10月版	(旧) 令和元年10月版	頁 新(旧)
<p><b>第3章 一般施工</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b>  <b>1-3-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p>(6) 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成31年3月)  (13) 環境省 水質汚濁に係わる環境基準について (平成31年3月)</p>	<p><b>第3章 一般施工</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b>  <b>1-3-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p>(6) 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月)  (13) 環境省 水質汚濁に係わる環境基準について (平成28年3月)</p>	<p>I - 150 (150)  ■諸基準類の改定に伴う修正</p>
<p><b>第3節 共通的工種</b>  <b>1-3-3-9 小型標識工</b></p> <p>3. 受注者は、標示板基板表面を<u>サンドペーパー</u>や機械的に研磨(サンディング処理)し、ラッカーシンナー又は表面処理液(弱アルカリ性<u>界面活性剤</u>)で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。</p> <p>5. 受注者は、重ね貼り方式又はスクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けを行わなければならない。<u>印刷後は色むら、にじみ、ピンホールがないことを確認しなければならない。また必要がある場合は、インク保護などを目的としたクリアーやラミネート加工を行うものとする。</u></p> <p>8. 受注者は、2枚以上の反射シートを接合して使用する場合には、10mm以上重ね合わせなければならない。</p>	<p><b>第3節 共通的工種</b>  <b>1-3-3-9 小型標識工</b></p> <p>3. 受注者は、標示板基板表面を機械的に研磨(サンディング処理)し、ラッカーシンナー又は表面処理液(弱アルカリ性処理液)で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。</p> <p>5. 受注者は、重ね貼り方式又はスクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けを行わなければならない。</p> <p>8. 受注者は、2枚以上の反射シートを接合して使用する場合には、5～10mm程度重ね合わせなければならない。</p>	<p>I - 165 (165)  I - 165 (166)  ■諸基準類の改定に伴う修正</p>
<p><b>1-3-3-14 桁製作工</b></p> <p>(1) 原 寸  ア 受注者は、工作に着手する前に<u>コンピュータによる原寸システム等により</u>図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。</p> <p>イ 受注者は、<u>上記アにおいてコンピュータによる原寸システム等を使用しない場合は</u>、工事監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(8) 予 熱  受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm範囲の母材を表3-5-2の条件を満たす場合に限り、表3-5-1により予熱することを標準とする。<u>なお、鋼材のP<sub>CM</sub> 値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表3-5-3とする。</u></p>	<p><b>1-3-3-14 桁製作工</b></p> <p>(1) 原 寸  ア 受注者は、工作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。ただし、コンピュータによる原寸システム等を使用する場合で原寸図を用いずに図面の不備や製作上の問題点を確認できる場合は、原寸図の作成を省略するものとする。</p> <p>イ 受注者は、原寸図の一部又は全部を省略する場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(8) 溶接前の部材の清掃と乾燥  受注者は、溶接を行おうとする部分の、ブローホールやわれを発生させるおそれのある黒皮、さび、塗料、油等を除去しなければならない。  また、受注者は溶接を行う場合、溶接線周辺を十分乾燥させなければならない。</p> <p>(9) 予 熱  受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm範囲の母材を表3-5-2の条件を満たす場合に限り、表3-5-1により予熱することを標準とする。</p>	<p>I - 170 (170)  ■実情に合わせ修正</p> <p>I - 173 (173)  ■重複箇所の削除</p> <p>I - 174 (174)  ■条文の追加</p>



# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和2年10月版	(旧) 令和元年10月版	頁 新(旧)																								
<p><b>第2編 河川編</b> <b>第1章 築堤・護岸</b></p> <p><b>第3節 護岸工</b> <b>2-1-3-2 材 料</b></p> <p style="text-align: center;">表1-4 止水材の品質規格表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項 目</th> <th style="width: 20%;">規格値</th> <th style="width: 70%;">試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>止水性</td> <td>25(ml/sec)/(1.8m<sup>3</sup>)以下</td> <td>建設省土木研究所資料第3103号の小型浸透試験による。</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>11.8N/mm<sup>2</sup>以上</td> <td>日本産業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。</td> </tr> <tr> <td>摩擦係数</td> <td>0.8以上</td> <td>平成4年度建設省告示第1324号に基づく摩擦試験方法による。</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	規格値	試験方法	止水性	25(ml/sec)/(1.8m <sup>3</sup> )以下	建設省土木研究所資料第3103号の小型浸透試験による。	引張強さ	11.8N/mm <sup>2</sup> 以上	日本産業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。	摩擦係数	0.8以上	平成4年度建設省告示第1324号に基づく摩擦試験方法による。	<p><b>第2編 河川編</b> <b>第1章 築堤・護岸</b></p> <p><b>第3節 護岸工</b> <b>2-1-3-2 材 料</b></p> <p style="text-align: center;">表1-4 止水材の品質規格表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項 目</th> <th style="width: 20%;">規格値</th> <th style="width: 70%;">試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>止水性</td> <td>25(ml/sec)/(1.8m<sup>3</sup>)以下</td> <td>建設省土木研究所資料第3103号の小型浸透試験による。</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>11.8N/mm<sup>2</sup>以上</td> <td>日本工業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。</td> </tr> <tr> <td>摩擦係数</td> <td>0.8以上</td> <td>平成4年度建設省告示第1324号に基づく摩擦試験方法による。</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	規格値	試験方法	止水性	25(ml/sec)/(1.8m <sup>3</sup> )以下	建設省土木研究所資料第3103号の小型浸透試験による。	引張強さ	11.8N/mm <sup>2</sup> 以上	日本工業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。	摩擦係数	0.8以上	平成4年度建設省告示第1324号に基づく摩擦試験方法による。	<p>I - 304 (304)</p> <p>■JISの名称変更に伴う修正</p>
項 目	規格値	試験方法																								
止水性	25(ml/sec)/(1.8m <sup>3</sup> )以下	建設省土木研究所資料第3103号の小型浸透試験による。																								
引張強さ	11.8N/mm <sup>2</sup> 以上	日本産業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。																								
摩擦係数	0.8以上	平成4年度建設省告示第1324号に基づく摩擦試験方法による。																								
項 目	規格値	試験方法																								
止水性	25(ml/sec)/(1.8m <sup>3</sup> )以下	建設省土木研究所資料第3103号の小型浸透試験による。																								
引張強さ	11.8N/mm <sup>2</sup> 以上	日本工業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。																								
摩擦係数	0.8以上	平成4年度建設省告示第1324号に基づく摩擦試験方法による。																								
<p><b>第3章 樋門・樋管</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>2-3-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p style="text-align: center;">(6) 国土交通省 機械工事共通仕様書(案) (令和元年7月)</p>	<p><b>第3章 樋門・樋管</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>2-3-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p style="text-align: center;">(6) 国土交通省 機械工事共通仕様書(案) (平成29年3月)</p>	<p>I - 335 (335)</p> <p>■諸基準類の改定に伴う修正</p>																								
<p><b>第4章 水門</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>2-4-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p style="text-align: center;">(11) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月)</p>	<p><b>第4章 水門</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>2-3-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p style="text-align: center;">(11) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月)</p>	<p>I - 347 (347)</p> <p>■諸基準類の改定に伴う修正</p>																								
<p><b>第5章 堰</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>2-5-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p style="text-align: center;">(10) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月)</p>	<p><b>第5章 堰</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>2-3-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p style="text-align: center;">(10) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月)</p>	<p>I - 354 (354)</p> <p>■諸基準類の改定に伴う修正</p>																								

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和2年10月版	(旧) 令和元年10月版	頁 新(旧)
<b>第8章 河川維持</b>	<b>第8章 河川維持</b>	
<b>第4節 除草工</b> <b>2-8-4-2 河川除草工</b> 3. 受注者は、自走式除草機械を使用して施工する場合は、法面の地形状況を把握して、堤防等の河川管理施設(許可工作物を含む)に損傷を与えないよう施工しなければならない。	<b>第4節 除草工</b> <b>2-8-4-2 河川除草工</b> 3. 受注者は、自走式除草機械を使用して施工する場合は、法面の地形状況を把握して、堤防に損傷を与えないよう施工しなければならない。	I - 382 (382) ■実態に合わせ修正
<b>第7節 構造物補修工</b> <b>2-8-7-2 材 料</b> クラック補修工、ボーリンググラウト工、欠損部補修工に使用するコンクリート及びセメントミルク等については設計図書によるものとする。	<b>第7節 構造物補修工</b> <b>2-8-7-2 材 料</b> クラック補修工、ボーリンググラウト工、欠損部補修工に使用するコンクリート及びセメントミルク等については設計図書によるものとする。	I - 386 (386) ■実態に合わせ修正
<b>第3編 海岸編</b> <b>第1章 海岸堤防・護岸</b>	<b>第2編 河川編</b> <b>第1章 築堤・護岸</b>	
<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>3-1-2-1 適用すべき諸基準</b> (3) <a href="#">海岸保全施設技術研究会編</a> 海岸保全施設の技術上の基準・同解説 (平成30年 8月) (4) 北海道海岸事業連絡会議 海岸保全施設設計の基準と運用 (令和元年 6月)	<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>3-1-2-1 適用すべき諸基準</b> (3) 農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について (平成27年 2月) (4) 北海道海岸事業連絡会議 海岸保全施設設計の基準と運用 (平成28年 4月改定版)	I - 401 (401) ■諸基準類の改定に伴う修正
<b>第2章 突堤・人工岬</b>	<b>第2章 突堤・人工岬</b>	
<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>3-2-2-1 適用すべき諸基準</b> (3) <a href="#">海岸保全施設技術研究会編</a> 海岸保全施設の技術上の基準・同解説 (平成30年 8月) (4) 北海道海岸事業連絡会議 海岸保全施設設計の基準と運用 (令和元年 6月)	<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>3-2-2-1 適用すべき諸基準</b> (3) 農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について (平成27年 2月) (4) 北海道海岸事業連絡会議 海岸保全施設設計の基準と運用 (平成28年 4月改定版)	I - 418 (418) ■諸基準類の改定に伴う修正
<b>第3章 海域堤防</b>	<b>第3章 海域堤防</b>	
<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>3-2-2-1 適用すべき諸基準</b> (3) <a href="#">海岸保全施設技術研究会編</a> 海岸保全施設の技術上の基準・同解説 (平成30年 8月) (4) 北海道海岸事業連絡会議 海岸保全施設設計の基準と運用 (令和元年 6月)	<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>3-2-2-1 適用すべき諸基準</b> (3) 農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について (平成27年 2月) (4) 北海道海岸事業連絡会議 海岸保全施設設計の基準と運用 (平成28年 4月改定版)	I - 428 (428) ■諸基準類の改定に伴う修正

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和2年10月版	(旧) 令和元年10月版	頁 新(旧)
<b>第4編 砂防編</b> <b>第3章 地すべり・急傾斜対策</b>	<b>第4編 砂防編</b> <b>第3章 地すべり・急傾斜対策</b>	
<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>4-3-2-1 適用すべき諸基準</b>  (1) 全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 (令和元年6月)	<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>4-3-2-1 適用すべき諸基準</b>  (1) 全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 (平成19年9月)	I - 467 (467) ■諸基準類の改定に伴う修正
<b>第5編 道路編</b> <b>第1章 道路改良</b>	<b>第5編 道路編</b> <b>第1章 道路改良</b>	
<b>第10節 標識工</b> <b>5-1-10-2 材料</b>  4. 受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にひずみの出ないようスポット溶接をしなければならない。 6. 受注者は、標示板の文字・記号等を 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令 及び 道路標識設置基準 (国土交通省 令和元年10月) による色彩と寸法で、標示しなければならない。	<b>第10節 標識工</b> <b>5-1-10-2 材料</b>  4. 受注者は、標示板には設計図書に示す位置にリブを標示板の表面にひずみの出ないようスポット溶接をしなければならない。 6. 受注者は、標示板の文字・記号等を 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令 及び 道路標識設置基準・同解説 による色彩と寸法で、標示しなければならない。	I - 501 (501) ■諸基準類の改定に伴う修正
<b>第2章 舗装</b>	<b>第2章 舗装</b>	
<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>5-2-2-1 適用すべき諸基準</b>  (5) 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成31年3月)	<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>5-2-2-1 適用すべき諸基準</b>  (5) 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月)	I - 509 (509) ■諸基準類の改定に伴う修正
<b>第3章 橋梁下部</b>	<b>第3章 橋梁下部</b>	
<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>5-3-2-1 適用すべき諸基準</b>  (6) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月)	<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>5-3-2-1 適用すべき諸基準</b>  (6) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月)	I - 529 (529) ■諸基準類の改定に伴う修正
<b>第4章 鋼橋上部</b>	<b>第4章 鋼橋上部</b>	
<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>5-4-2-1 適用すべき諸基準</b>  (6) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月)	<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>5-4-2-1 適用すべき諸基準</b>  (6) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月)	I - 529 (529) ■諸基準類の改定に伴う修正

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和2年10月版	(旧) 令和元年10月版	頁 新(旧)
<b>第5章 コンクリート橋上部</b>	<b>第5章 コンクリート橋上部</b>	
<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>5-5-2-1 適用すべき諸基準</b>  (4) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月)	<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>5-5-2-1 適用すべき諸基準</b>  (4) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月)	I - 587 (587) ■諸基準類の改定に伴う修正
<b>第4節 コンクリート主桁製作工</b> <b>5-5-4-6 プレビーム桁製作工</b> 2. 受注者は、リリース（応力解放）の施工については、下記の規定によらなければならない。 (1) リリースを行うときの下フランジコンクリートは、リリース直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度が圧縮強度の0.6倍以下で、かつ圧縮強度が設計基準強度の90%以上であることを確認するものとする。	<b>第4節 コンクリート主桁製作工</b> <b>5-5-4-6 プレビーム桁製作工</b> 2. 受注者は、リリース（応力解放）の施工については、下記の規定によらなければならない。 (1) リリースを行うときの下フランジコンクリートの圧縮強度は、リリース直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の1.7倍以上で、かつ設計基準強度の90%以上であることを確認するものとする。	I - 587 (587) ■諸基準類の改定に伴う修正
<b>第6章 トンネル(NATM)</b>	<b>第6章 トンネル(NATM)</b>	
<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>5-6-2-1 適用すべき諸基準</b>  (3) 日本道路協会 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説 (令和元年9月) (9) 国土交通省 道路トンネル非常用施設設置基準 (平成31年3月)	<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>5-6-2-1 適用すべき諸基準</b>  (3) 日本道路協会 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説 (平成13年10月) (9) 国土交通省 道路トンネル非常用施設設置基準 (昭和56年4月)	I - 599 (599) ■諸基準類の改定に伴う修正
<b>第8章 コンクリートシェッド</b>	<b>第8章 コンクリートシェッド</b>	
<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>5-8-2-1 適用すべき諸基準</b>  (17) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月)	<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>5-8-2-1 適用すべき諸基準</b>  (17) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月)	I - 635 (635) ■諸基準類の改定に伴う修正
<b>第9章 鋼製シェッド</b>	<b>第9章 鋼製シェッド</b>	
<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>5-9-2-1 適用すべき諸基準</b>  (7) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月)	<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>5-9-2-1 適用すべき諸基準</b>  (7) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月)	I - 646 (646) ■諸基準類の改定に伴う修正



## 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和2年10月版	(旧) 令和元年10月版	頁 新(旧)
<b>第12章 道路維持</b>	<b>第12章 道路維持</b>	
<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>5-12-2-1 適用すべき諸基準</b> (3) 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成31年 3月)	<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>5-12-2-1 適用すべき諸基準</b> (3) 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年 6月)	I - 670 (670) ■諸基準類の改定に伴う修正
<b>第13章 道路修繕</b>	<b>第13章 道路修繕</b>	
<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>5-13-2-1 適用すべき諸基準</b> (3) 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成31年 3月)	<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>5-13-2-1 適用すべき諸基準</b> (3) 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年 6月)	I - 689 (689) ■諸基準類の改定に伴う修正
<b>第6編 漁港編</b> <b>第4章 航路、泊地</b>	<b>第6編 漁港編</b> <b>第4章 航路、泊地</b>	
<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>6-4-2-1 適用すべき諸基準</b> (1) 漁港施設設計要領 (平成29年度改定版) (平成29年 3月)	<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>6-4-2-1 適用すべき諸基準</b> (1) 漁港施設設計要領 (平成28年度改定版) (平成28年 4月)	I - 739 (739) ■諸基準類の改定に伴う修正
<b>第5章 防波堤・防砂堤・導流堤</b>	<b>第5章 防波堤・防砂堤・導流堤</b>	
<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>6-5-2-1 適用すべき諸基準</b> (1) 漁港施設設計要領 (平成29年度改定版) (平成29年 3月)	<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>6-5-2-1 適用すべき諸基準</b> (1) 漁港施設設計要領 (平成28年度改定版) (平成28年 4月)	I - 689 (689) ■諸基準類の改定に伴う追加
<b>第6章 護岸・岸壁・物揚場</b>	<b>第6章 護岸・岸壁・物揚場</b>	
<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>6-6-2-1 適用すべき諸基準</b> (1) 漁港施設設計要領 (平成29年度改定版) (平成29年 3月)	<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>6-6-2-1 適用すべき諸基準</b> (1) 漁港施設設計要領 (平成28年度改定版) (平成28年 4月)	I - 797 (797) ■諸基準類の改定に伴う追加

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和2年10月版	(旧) 令和元年10月版	頁 新(旧)
<b>第7章 棧橋・係船杭</b>	<b>第7章 棧橋・係船杭</b>	
<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>6-7-2-1 適用すべき諸基準</b> (1) 漁港施設設計要領 (平成29年度改定版) (平成29年 3月)	<b>第2節 防食材料</b> <b>6-7-2-1 適用すべき諸基準</b> (1) 漁港施設設計要領 (平成28年度改定版) (平成28年 4月)	I - 811 (811) ■諸基準類の改定に伴う修正
<b>第8章 船揚場</b>	<b>第8章 船揚場</b>	
<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>6-8-2-1 適用すべき諸基準</b> (1) 漁港施設設計要領 (平成29年度改定版) (平成29年 3月)	<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>6-8-2-1 適用すべき諸基準</b> (1) 漁港施設設計要領 (平成28年度改定版) (平成28年 4月)	I - 816 (816) ■諸基準類の改定に伴う修正
<b>第9章 用地</b>	<b>第9章 用地</b>	
<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>6-9-2-1 適用すべき諸基準</b> (1) 漁港施設設計要領 (平成29年度改定版) (平成29年 3月)	<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>6-9-2-1 適用すべき諸基準</b> (1) 漁港施設設計要領 (平成28年度改定版) (平成28年 4月)	I - 823 (823) ■諸基準類の改定に伴う修正
<b>第10章 堤防・護岸・胸壁</b>	<b>第10章 堤防・護岸・胸壁</b>	
<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>6-10-2-1 適用すべき諸基準</b> (1) 漁港施設設計要領 (平成29年度改定版) (平成29年 3月) (2) 海岸保全施設設計の基準と運用 (令和元年度改定版) (令和元年 6月)	<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>6-10-2-1 適用すべき諸基準</b> (1) 漁港施設設計要領 (平成28年度改定版) (平成28年 4月) (2) 海岸保全施設設計の基準と運用 (平成28年度4月改定版) (平成28年 4月)	I - 829 (829) ■諸基準類の改定に伴う修正
<b>第11章 突 堤</b>	<b>第11章 突 堤</b>	
<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>6-11-2-1 適用すべき諸基準</b> (1) 漁港施設設計要領 (平成29年度改定版) (平成29年 3月) (2) 海岸保全施設設計の基準と運用 (令和元年度改定版) (令和元年 6月)	<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>6-11-2-1 適用すべき諸基準</b> (1) 漁港施設設計要領 (平成28年度改定版) (平成28年 4月) (2) 海岸保全施設設計の基準と運用 (平成28年度4月改定版) (平成28年 4月)	I - 838 (838) ■諸基準類の改定に伴う修正

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和2年10月版	(旧) 令和元年10月版	頁 新(旧)
<b>第12章 消波堤</b>	<b>第12章 消波堤</b>	
<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>6-12-2-1 適用すべき諸基準</b> (1) 漁港施設設計要領 (平成29年度改定版) (平成29年 3月) (2) 海岸保全施設設計の基準と運用 (令和元年度改定版) (令和元年 6月)	<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>6-12-2-1 適用すべき諸基準</b> (1) 漁港施設設計要領 (平成28年度改定版) (平成28年 4月) (2) 海岸保全施設設計の基準と運用 (平成28年度4月改定版) (平成28年 4月)	I - 844 (844) ■諸基準類の改定に伴う修正
<b>第13章 離岸堤</b>	<b>第13章 離岸堤</b>	
<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>6-13-2-1 適用すべき諸基準</b> (1) 漁港施設設計要領 (平成29年度改定版) (平成29年 3月) (2) 海岸保全施設設計の基準と運用 (令和元年度改定版) (令和元年 6月)	<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>6-13-2-1 適用すべき諸基準</b> (1) 漁港施設設計要領 (平成28年度改定版) (平成28年 4月) (2) 海岸保全施設設計の基準と運用 (平成28年度4月改定版) (平成28年 4月)	I - 848 (848) ■諸基準類の改定に伴う修正
<b>第14章 人工リーフ</b>	<b>第14章 人工リーフ</b>	
<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>6-14-2-1 適用すべき諸基準</b> (1) 漁港施設設計要領 (平成29年度改定版) (平成29年 3月) (2) 海岸保全施設設計の基準と運用 (令和元年度改定版) (令和元年 6月)	<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>6-14-2-1 適用すべき諸基準</b> (1) 漁港施設設計要領 (平成28年度改定版) (平成28年 4月) (2) 海岸保全施設設計の基準と運用 (平成28年度4月改定版) (平成28年 4月)	I - 852 (852) ■諸基準類の改定に伴う修正
<b>第15章 養浜</b>	<b>第15章 養浜</b>	
<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>6-15-2-1 適用すべき諸基準</b> (1) 漁港施設設計要領 (平成29年度改定版) (平成29年 3月) (2) 海岸保全施設設計の基準と運用 (令和元年度改定版) (令和元年 6月)	<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>6-15-2-1 適用すべき諸基準</b> (1) 漁港施設設計要領 (平成28年度改定版) (平成28年 4月) (2) 海岸保全施設設計の基準と運用 (平成28年度4月改定版) (平成28年 4月)	I - 852 (852) ■諸基準類の改定に伴う修正

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和2年10月版	(旧) 令和元年10月版	頁 新(旧)
<b>第8編 公園緑地編</b> <b>第1章 基盤整備</b>	<b>第8編 公園緑地編</b> <b>第1章 基盤整備</b>	
<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>8-1-2-1 適用すべき諸基準</b>  (1) 日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (令和元年7月)	<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>8-3-2-1 適用すべき諸基準</b>  (1) 日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (平成28年6月)	I - 898 (898) ■諸基準類の改定に伴う修正
<b>第2章 植栽</b>	<b>第2章 植栽</b>	
<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>8-2-2-1 適用すべき諸基準</b>  (1) 日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (令和元年7月)	<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>8-2-2-1 適用すべき諸基準</b>  (1) 日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (平成28年6月)	I - 935 (935) ■諸基準類の改定に伴う修正
<b>第3節 植栽工</b> <b>8-2-3-2 材料</b>  9. 薬剤は、病虫害・雑草の防除及び植物の生理機能の増進又は抑制のため、あるいはこれらの展着剤として使用するもので、下記の事項に適合したものとする。 (1) 薬剤は、農薬取締法（平成30年改正 法律第53号）に基づくものでなければならない。	<b>第3節 植栽工</b> <b>8-2-3-2 材料</b>  9. 薬剤は、病虫害・雑草の防除及び植物の生理機能の増進又は抑制のため、あるいはこれらの展着剤として使用するもので、下記の事項に適合したものとする。 (1) 薬剤は、農薬取締法（平成26年6月改正 法律第69号）に基づくものでなければならない。	I - 937 (937) ■諸基準類の改定に伴う修正
<b>第3章 施設整備</b>	<b>第3章 施設整備</b>	
<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>8-3-2-1 適用すべき諸基準</b>  (1) 日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (令和元年7月) (9) 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成31年3月) (17) 国土交通省 土木工事安全施工技術指針 (令和2年3月)	<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>8-3-2-1 適用すべき諸基準</b>  (1) 日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (平成28年6月) (9) 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月) (17) 国土交通省 土木工事安全施工技術指針 (平成29年3月)	I - 955 (955) ■諸基準類の改定に伴う修正
<b>第4章 グラウンド・コート整備</b>	<b>第4章 グラウンド・コート整備</b>	
<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>8-4-2-1 適用すべき諸基準</b>  (1) 日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (令和元年7月) (7) 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成31年3月) (11) 土木学会 コンクリート標準示方書 [設計編] (平成30年3月) (12) 土木学会 コンクリート標準示方書 [施工編] (平成30年3月)	<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>8-4-2-1 適用すべき諸基準</b>  (1) 日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (平成28年6月) (7) 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月) (11) 土木学会 コンクリート標準示方書 [設計編] (平成25年3月) (12) 土木学会 コンクリート標準示方書 [施工編] (平成25年3月)	I - 1016 (1016) ■諸基準類の改定に伴う修正





# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第1編 共通編 3章 一般施工 3節 共通の工種 固結工

頁 新(旧)

-54 (49-1)

(新) 令和2年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	9	2	固結工 (スラリー攪拌工)	基準高	0以上
					「施工履歴データを用いた出来形管理要領(固結工(スラリー攪拌工)編(案))」による管理の場合	位置	D/8以内
						杭 径 D	設計値以上
						改 良 長 L	設計値以上
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	9	3	固結工 (中層混合処理)	基準高	設計値以上
					施工厚さ t	設計値以上	
					幅 w	設計値以上	
					延 長 L	設計値以上	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>杭芯位置管理表により基準高を確認</p> <p>全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)</p> <p>工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)</p> <p>全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)</p>		要領等の制定後に適用予定
<p>1,000m<sup>3</sup> ~ 4,000m<sup>3</sup> につき1ヶ所、又は施工延長 40m(測点間隔 25m の場合は50m)につき1ヶ所。 1,000m<sup>3</sup> 以下、又は施工延長 40m(50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。</p> <p>「施工履歴データを用いた出来形管理要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編)(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さ t、幅 w、延長 L を確認(実測は不要)。</p>		

ICT 関連追加

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(旧) 令和元年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
1 共 通 編	3 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	2	固結工 (中層混合処理)	基 準 高 $\nabla$	設計値以上
						施 工 厚 さ t	設計値以上
						幅 w	設計値以上
						延 長 L	設計値以上

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1,000m<sup>3</sup>～4,000m<sup>3</sup> につき 1ヶ所、又は 施工延長 40m(測点間隔 25m の場合は 50m)につき 1ヶ所。 1,000m<sup>3</sup> 以下、又は施工延長 40m(50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来 形とする。 「施工履歴データを用いた出来形管理 要領（表層安定処理等・中層地盤改良 工事編）（案）」による管理の場合は、 全体改良範囲図を用いて、施工厚さ t、 幅 w、延長 L を確認（実測は不要）。</p>		

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第5編 道路編 4章 鋼橋上部 3節 工場製作工 鋳造工

頁 新(旧)

II-120 (115)

(新) 令和2年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	3 工 場 製 作 工	11	1	鋳造工 (金属支承工)	上下 部 構 造 物 と の 接 合 用 ボ ル ト 孔	孔の直径差	+2 -0	
							ボスの突起を基準とした 孔位置のずれ		
							中 心 距 離	≦1000 mm	1以下
								>1000 mm	1.5以下
						アン カー 加工 用 ボ ル ト 孔 ( 鑄 放 し )	ドリ ル 加 工 孔	≦100mm	+3 -1
								>100mm	+4 -2
								孔の中心間距離 ※1	JIS B 0403- <del>1995</del> CT13
						セ ン タ ー ボ ス	ボスの直径		+0 -1
							ボスの高さ		+1 -0
						ボ ス ※5	ボスの直径		<u>+0</u> <u>-1</u>
ボスの高さ		<u>+1</u> <u>-1</u>							

(次頁に続く)

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
製品全数を測定。		

■諸基準類の改定に伴う修正



# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

(旧) 令和元年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	3 工 場 製 作 工	11	1	鑄造工 (金属支承工)	上下部 構造 物と の接 合用 ボルト 孔	孔の直径差	+2 -0	
							中心 距離	センターボスを基準 にした孔位置のずれ	
								≦1000 mm	1以下
								>1000 mm	1.5以下
							アン カー ボルト 用孔	≦100mm	+3 -1
								>100mm	+4 -2
							孔の中心間距離		JIS B 0403 CT13
							セン ター ボス	ボスの直径	+0 -1
								ボスの高さ	+1 -0

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
製品全数を測定。		

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第5編 道路編 4章 鋼橋上部 3節 工場製作工 鋳造工

頁 新(旧)

II-121 (116)

(新) 令和2年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	3 工 場 製 作 工	11	1	鋳造工 (金属支承工)	上脊の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法	JIS B 0403-1995 CT13		
						全移動量 $\phi$ ※4	$\phi \leq 300\text{mm}$	± 2	
							$\phi > 300\text{mm}$	± $\phi / 100$	
						組立高さ H	上、下面加工仕上げ		± 3
							コンクリート構造用	$H \leq 300\text{mm}$	± 3
								$H > 300\text{mm}$	(H/200+3) 小数点以下切り捨て
						普通寸法	鋳放し長さ寸法 ※2、※3		JIS B 0403-1995 CT14
							鋳放し肉厚寸法 ※2		JIS B 0403-1995 CT15
							削り加工寸法		JIS B 0405-1991 粗級
							ガス切断寸法		JIS B 0417-1979 B級

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
製品全数を測定。		
※1 <u>ガス切断寸法を準用する。</u>		
※2 <u>片面のみの削り加工の場合</u> も含む。		
※3 ただし、ソールプレート <del>の</del> 接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用する。		
※4 <u>全移動量分の遊間が確保されているのかを確認する。</u>		
※5 <u>組立て後に測定。</u>		

■諸基準類の改定に伴う修正

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(旧) 令和元年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	3 工 場 製 作 工	11	1	鑄造工 (金属支承工)	上沓の橋軸及び直角方向の長さ寸法	JIS B 0403 CT13		
						全移動量 $\ell$	$\ell \leq 300\text{mm}$	$\pm 2$	
							$\ell > 300\text{mm}$	$\pm \ell / 100$	
						組立高さ H	上、下面加工仕上げ		$\pm 3$
							コンクリート構造用	$H \leq 300\text{mm}$	$\pm 3$
								$H > 300\text{mm}$	(H/200+3) 小数点以下切り捨て
						普通寸法	鑄放し長さ寸法 ※1、※2		JIS B 0403 CT14
							鑄放し肉厚寸法 ※1		JIS B 0403 CT15
							削り加工寸法		JIS B 0405 粗級
							ガス切断寸法		JIS B 0417 B級

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
製品全数を測定。  ※1 片面削り加工も含む。 ※2 ただし、ソールプレート接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用する。		

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

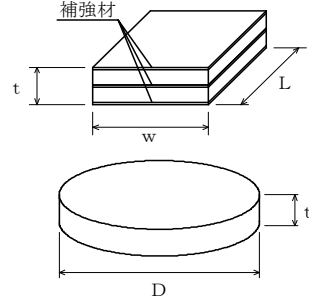
第5編 道路編 4章 鋼橋上部 3節 工場製作工 鋳造工

頁 新(旧)

II-122 (117)

(新) 令和2年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	3 工 場 製 作 工	11	2	鋳造工 (大型ゴム支承工)	幅 w 長 さ L 直 径 D	$w, L, D \leq 500$	0 ~ +5
							$500 < w, L, D \leq 1500 \text{ mm}$	0 ~ +1%
							$1500 < w, L, D$	0 ~ +15
						厚 さ t	$t \leq 20 \text{ mm}$	±0.5
							$20 < t \leq 160$	±2.5%
							$160 < t$	±4
						相 対 誤 差	$w, L, D \leq 1000 \text{ mm}$	1
$1000 \text{ mm} < w, L, D$	$(w, L, D) / 1000$							

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ（t） の最大相対誤差		

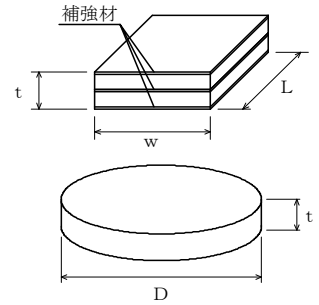
■諸基準類の改定に伴う修正

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(旧) 令和元年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	3 工 場 製 作 工	11	2	鑄造工 (大型ゴム支承工)	幅 w 長 さ L 直 径 D	w, L, D ≤ 500	0 ~ + 5
						500 < w, L, D ≤ 1500 mm	0 ~ + 1 %	
						1500 < w, L, D	0 ~ + 15	
						厚 さ t	t ≤ 20 mm	± 0.5
							20 < t ≤ 160	± 2.5 %
							160 < t	± 4
						平 面 度	w, L, D ≤ 1000mm	1
1000mm < w, L, D	(w, L, D) / 1000							

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ（t） の最大相対誤差		



# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

	第5編 道路編 4章 鋼橋上部 7節 支承工 支承工	頁	新(旧)	II-125 (120)																																																																							
(新) 令和 2年 10月 版	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>編</th> <th>章</th> <th>節</th> <th>条</th> <th>枝番</th> <th>工 種</th> <th>測 定 項 目</th> <th>規 格 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center;">5 道 路 編</td> <td rowspan="6" style="text-align: center;">4 鋼 橋 上 部</td> <td rowspan="6" style="text-align: center;">6 床 版 工</td> <td rowspan="6" style="text-align: center;">2</td> <td rowspan="6"></td> <td rowspan="6" style="text-align: center;">床版工</td> <td>基 準 高 <math>\nabla</math></td> <td style="text-align: center;"><math>\pm 20</math></td> </tr> <tr> <td>厚 さ t</td> <td style="text-align: center;"><math>+20 \sim -10</math></td> </tr> <tr> <td>幅 w</td> <td style="text-align: center;"><math>+30 \sim 0</math></td> </tr> <tr> <td>鉄筋の有効高さ</td> <td style="text-align: center;"><math>\pm 10</math></td> </tr> <tr> <td>鉄筋のかぶり</td> <td style="text-align: center;">設計値以上</td> </tr> <tr> <td>鉄 筋 間 隔</td> <td style="text-align: center;"><math>\pm 20</math></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">上記、鉄筋の有効 高さがマイナス の場合</td> <td style="text-align: center;"><math>\pm 10</math></td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center;">5 道 路 編</td> <td rowspan="6" style="text-align: center;">4 鋼 橋 上 部</td> <td rowspan="6" style="text-align: center;">7 支 承 工</td> <td rowspan="6" style="text-align: center;">2</td> <td rowspan="6" style="text-align: center;">1</td> <td rowspan="6" style="text-align: center;">支承工 (金属支承)</td> <td>据付け高さ 注1)</td> <td style="text-align: center;"><math>\pm 5</math></td> </tr> <tr> <td>可動支承の移動可能量 注2)</td> <td style="text-align: center;">設計移動量 以上</td> </tr> <tr> <td>支承中心間隔 (橋軸直角方向)</td> <td style="text-align: center;"><math>\pm(4+0.5 \times (B-2))</math></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">水平度</td> <td style="text-align: center;">橋 軸 方 向</td> <td style="text-align: center;">1/100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">橋軸直角方向</td> <td style="text-align: center;">1/100</td> </tr> <tr> <td colspan="6">同一支承線上の可動支承の橋軸方向のずれの 相対誤差</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> <tr> <td colspan="6">可動支承の機能確認 注3)</td> <td style="text-align: center;">温度変化に伴う 移動量計算 値の1/2以上</td> </tr> </tbody> </table>	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	6 床 版 工	2		床版工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	厚 さ t	$+20 \sim -10$	幅 w	$+30 \sim 0$	鉄筋の有効高さ	$\pm 10$	鉄筋のかぶり	設計値以上	鉄 筋 間 隔	$\pm 20$						上記、鉄筋の有効 高さがマイナス の場合	$\pm 10$	5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	7 支 承 工	2	1	支承工 (金属支承)	据付け高さ 注1)	$\pm 5$	可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量 以上	支承中心間隔 (橋軸直角方向)	$\pm(4+0.5 \times (B-2))$	水平度	橋 軸 方 向	1/100	橋軸直角方向	1/100	同一支承線上の可動支承の橋軸方向のずれの 相対誤差						5	可動支承の機能確認 注3)						温度変化に伴う 移動量計算 値の1/2以上	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>測 定 基 準</th> <th>測 定 箇 所</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>                     基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1箇所測定。                      （床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）                      1径間当たり3断面（両端及び中央）測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1ヶ所とする。                      1径間当たり3ヶ所（両端及び中央）測定。                      1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。                 </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>                     支承全数を測定。                      B：支承中心間隔（m）                      支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。                      注1）先固定の場合は、支承上面で測定する。                      注2）可動支承の遊間（La、Lb）を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。                      注3）可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。                      詳細は、道路橋支承便覧参照                 </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1箇所測定。 （床版の厚さは、型枠検査をもって代える。） 1径間当たり3断面（両端及び中央）測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1ヶ所とする。 1径間当たり3ヶ所（両端及び中央）測定。 1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。			支承全数を測定。 B：支承中心間隔（m） 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1）先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2）可動支承の遊間（La、Lb）を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3）可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照		
	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値																																																																			
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	6 床 版 工	2		床版工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$																																																																				
						厚 さ t	$+20 \sim -10$																																																																				
						幅 w	$+30 \sim 0$																																																																				
						鉄筋の有効高さ	$\pm 10$																																																																				
						鉄筋のかぶり	設計値以上																																																																				
						鉄 筋 間 隔	$\pm 20$																																																																				
					上記、鉄筋の有効 高さがマイナス の場合	$\pm 10$																																																																					
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	7 支 承 工	2	1	支承工 (金属支承)	据付け高さ 注1)	$\pm 5$																																																																				
						可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量 以上																																																																				
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	$\pm(4+0.5 \times (B-2))$																																																																				
						水平度	橋 軸 方 向	1/100																																																																			
							橋軸直角方向	1/100																																																																			
						同一支承線上の可動支承の橋軸方向のずれの 相対誤差						5																																																															
可動支承の機能確認 注3)						温度変化に伴う 移動量計算 値の1/2以上																																																																					
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要																																																																									
基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1箇所測定。 （床版の厚さは、型枠検査をもって代える。） 1径間当たり3断面（両端及び中央）測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1ヶ所とする。 1径間当たり3ヶ所（両端及び中央）測定。 1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。																																																																											
支承全数を測定。 B：支承中心間隔（m） 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1）先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2）可動支承の遊間（La、Lb）を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3）可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照																																																																											
■諸基準類の改定に伴う修正																																																																											

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(旧) 令和元年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	6 床 版 工	2		床版工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	
						厚 さ t	+20~-10	
						幅 w	+30~0	
						鉄筋の有効高さ	$\pm 10$	
						鉄筋のかぶり	設計値以上	
						鉄 筋 間 隔	$\pm 20$	
					上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	$\pm 10$		
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	7 支 承 工	2	1	支承工 (金属支承)	据付け高さ 注1)	$\pm 5$	
						可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量 +10以上	
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	$4 + 0.5 \times (B - 2)$	
						下沓の 水平度	橋 軸 方 向	1/100
							橋軸直角方向	1/100
						同一支承線上の可動支承の橋軸方向のずれの 相対誤差	5	
						可動支承の移動量 注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1箇所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)</p> <p>1径間当たり3断面（両端及び中央）測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1ヶ所とする。</p> <p>1径間当たり3ヶ所（両端及び中央）測定。 1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。</p>		
<p>支承全数を測定。 B：支承中心間隔（m） 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1）先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2）可動支承の遊間（La、Lb）を計測し、支承据付時のオフセット量<math>\delta</math>を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3）可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照</p>		

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第5編 道路編 4章 鋼橋上部 7節 支承工 支承工

頁 新(旧)

II-126 (121)

(新) 令和2年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	7 支 承 工	2	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	± 5	
						可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量 以上	
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	$\pm(4+0.5 \times (B-2))$	
						水平度	橋 軸 方 向	1 / 300
							橋軸直角方向	1 / 300
						同一支承線上の可動支 承の橋軸方向のずれの 相対誤差	5	
						可動支承の機能確認 注3)	温度変化に伴 う移動量計算 値の1/2以上	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m) 上部構造部材下面とゴム支承面との接 触面及びゴム支承と台座モルタルとの 接触面に肌すきが無いことを確認。 B：支承中心間隔 (m) 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、 水平面の高低差を1mm以下とする。な お、支承を勾配なりに据付ける場合を 除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測 定する。 注2) 可動支承の遊間 (La、Lb) を計 測し、支承据付時のオフセット量δを 考慮して、移動可能量が道路橋支承便 覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設 完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照		

■諸基準類の改定に伴う修正

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(旧) 令和元年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	7 支 承 工	2	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	± 5	
						可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量 +10以上	
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	4 + 0.5 × (B - 2)	
						支承の 水平度	橋 軸 方 向	1 / 300
							橋軸直角方向	1 / 300
						同一支承線上の可動支 承の橋軸方向のずれの 相対誤差	5	
						可動支承の移動量 注3)	温度変化に伴 う移動量計算 値の1/2以上	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
支承全数を測定。 B：支承中心間隔（m） 上部構造部材下面とゴム支承面との接 触面及びゴム支承と台座モルタルとの 接触面に肌すきが無いことを確認。 B：支承中心間隔（m） 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、 水平面の高低差を1mm以下とする。な お、支承を勾配なりに据付ける場合を 除く。 注1）先固定の場合は、支承上面で測 定する。 注2）可動支承の遊間（La、Lb）を計 測し、支承据付時のオフセット量δを 考慮して、移動可能量が道路橋支承便 覧の規格値を満たすことを確認する。 注3）可動支承の移動量検査は、架設 完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照		

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

	第5編 道路編 5章 コクリート橋上部 7節 支承工 支承工	頁 新(旧)	II-135 (130)																																																					
(新) 令和 2年 10月 版	5 道路 編	5 コン クリ ート 橋上 部	6 床 版 ・ 横 組 工	2	1	床版・横組工	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">編</th> <th style="width: 5%;">章</th> <th style="width: 5%;">節</th> <th style="width: 5%;">条</th> <th style="width: 5%;">枝番</th> <th style="width: 15%;">工 種</th> <th style="width: 15%;">測 定 項 目</th> <th style="width: 10%;">規 格 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center;">5 道 路 編</td> <td rowspan="6" style="text-align: center;">5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部</td> <td rowspan="6" style="text-align: center;">6 床 版 ・ 横 組 工</td> <td rowspan="6" style="text-align: center;">2</td> <td rowspan="6" style="text-align: center;">1</td> <td rowspan="6" style="text-align: center;">床版・横組工</td> <td>基準高 <math>\nabla</math></td> <td style="text-align: center;"><math>\pm 20</math></td> </tr> <tr> <td>幅 <math>w</math></td> <td style="text-align: center;"><math>+30 \sim 0</math></td> </tr> <tr> <td>厚 さ <math>t</math></td> <td style="text-align: center;"><math>+20 \sim -10</math></td> </tr> <tr> <td>鉄筋の有効高さ</td> <td style="text-align: center;"><math>\pm 10</math></td> </tr> <tr> <td>鉄筋のかぶり</td> <td style="text-align: center;">設計値以上</td> </tr> <tr> <td>鉄 筋 間 隔</td> <td style="text-align: center;"><math>\pm 20</math></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合</td> <td style="text-align: center;"><math>\pm 10</math></td> </tr> </tbody> </table>	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	5 道 路 編	5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部	6 床 版 ・ 横 組 工	2	1	床版・横組工	基準高 $\nabla$	$\pm 20$	幅 $w$	$+30 \sim 0$	厚 さ $t$	$+20 \sim -10$	鉄筋の有効高さ	$\pm 10$	鉄筋のかぶり	設計値以上	鉄 筋 間 隔	$\pm 20$						上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	$\pm 10$	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">測 定 基 準</th> <th style="width: 33%;">測 定 箇 所</th> <th style="width: 34%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>                     基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1箇所測定。（床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）                 </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1径間当たり3断面（両端及び中央）測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1箇所とする。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1径間当たり3ヶ所（両端及び中央）測定。 1箇所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>                     支承全数を測定。                       支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。                      注1）先固定の場合は、支承上面で測定する。                      注2）可動支承の遊間（La、Lb）を計測し、支承据付時のオフセット量<math>\delta</math>を考慮して、移動可能性が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。                      注3）可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。                      詳細は、道路橋支承便覧参照                 </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1箇所測定。（床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）			1径間当たり3断面（両端及び中央）測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1箇所とする。			1径間当たり3ヶ所（両端及び中央）測定。 1箇所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。			支承全数を測定。  支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1）先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2）可動支承の遊間（La、Lb）を計測し、支承据付時のオフセット量 $\delta$ を考慮して、移動可能性が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3）可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照		
	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値																																																
	5 道 路 編	5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部	6 床 版 ・ 横 組 工	2	1	床版・横組工	基準高 $\nabla$	$\pm 20$																																																
							幅 $w$	$+30 \sim 0$																																																
							厚 さ $t$	$+20 \sim -10$																																																
							鉄筋の有効高さ	$\pm 10$																																																
							鉄筋のかぶり	設計値以上																																																
							鉄 筋 間 隔	$\pm 20$																																																
						上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	$\pm 10$																																																	
	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要																																																					
基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1箇所測定。（床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）																																																								
1径間当たり3断面（両端及び中央）測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1箇所とする。																																																								
1径間当たり3ヶ所（両端及び中央）測定。 1箇所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。																																																								
支承全数を測定。  支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1）先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2）可動支承の遊間（La、Lb）を計測し、支承据付時のオフセット量 $\delta$ を考慮して、移動可能性が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3）可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照																																																								
5 道路 編	5 コン クリ ート 橋上 部	7 支 承 工	2	1	支承工 (金属支承)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">編</th> <th style="width: 5%;">章</th> <th style="width: 5%;">節</th> <th style="width: 5%;">条</th> <th style="width: 5%;">枝番</th> <th style="width: 15%;">工 種</th> <th style="width: 15%;">測 定 項 目</th> <th style="width: 10%;">規 格 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center;">5 道 路 編</td> <td rowspan="6" style="text-align: center;">5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部</td> <td rowspan="6" style="text-align: center;">7 支 承 工</td> <td rowspan="6" style="text-align: center;">2</td> <td rowspan="6" style="text-align: center;">1</td> <td rowspan="6" style="text-align: center;">支承工 (金属支承)</td> <td>据付け高さ 注1)</td> <td style="text-align: center;"><math>\pm 5</math></td> </tr> <tr> <td>可動支承の移動可能量 注2)</td> <td style="text-align: center;">設計移動量 以上</td> </tr> <tr> <td>支承中心間隔 (橋軸直角方向)</td> <td style="text-align: center;"><math>\pm 5</math></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">水平度</td> <td style="text-align: center;">橋 軸 方 向</td> <td style="text-align: center;"><math>1 / 100</math></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">橋 軸 直 角 方 向</td> <td style="text-align: center;"><math>1 / 100</math></td> </tr> <tr> <td>同一支承線上の可動支承の橋軸方向のずれの 相対誤差</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> <tr> <td>可動支承の機能確認 注3)</td> <td style="text-align: center;">温度変化に伴う移動量計算 値の1/2以上</td> </tr> </tbody> </table>	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	5 道 路 編	5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部	7 支 承 工	2	1	支承工 (金属支承)	据付け高さ 注1)	$\pm 5$	可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量 以上	支承中心間隔 (橋軸直角方向)	$\pm 5$	水平度	橋 軸 方 向	$1 / 100$	橋 軸 直 角 方 向	$1 / 100$	同一支承線上の可動支承の橋軸方向のずれの 相対誤差	5	可動支承の機能確認 注3)	温度変化に伴う移動量計算 値の1/2以上	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">測 定 基 準</th> <th style="width: 33%;">測 定 箇 所</th> <th style="width: 34%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>                     基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1箇所測定。（床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）                 </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1径間当たり3断面（両端及び中央）測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1箇所とする。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1径間当たり3ヶ所（両端及び中央）測定。 1箇所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>                     支承全数を測定。                       支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。                      注1）先固定の場合は、支承上面で測定する。                      注2）可動支承の遊間（La、Lb）を計測し、支承据付時のオフセット量<math>\delta</math>を考慮して、移動可能性が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。                      注3）可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。                      詳細は、道路橋支承便覧参照                 </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1箇所測定。（床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）			1径間当たり3断面（両端及び中央）測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1箇所とする。			1径間当たり3ヶ所（両端及び中央）測定。 1箇所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。			支承全数を測定。  支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1）先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2）可動支承の遊間（La、Lb）を計測し、支承据付時のオフセット量 $\delta$ を考慮して、移動可能性が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3）可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照							
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値																																																	
5 道 路 編	5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部	7 支 承 工	2	1	支承工 (金属支承)	据付け高さ 注1)	$\pm 5$																																																	
						可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量 以上																																																	
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	$\pm 5$																																																	
						水平度	橋 軸 方 向	$1 / 100$																																																
							橋 軸 直 角 方 向	$1 / 100$																																																
						同一支承線上の可動支承の橋軸方向のずれの 相対誤差	5																																																	
可動支承の機能確認 注3)	温度変化に伴う移動量計算 値の1/2以上																																																							
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要																																																						
基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1箇所測定。（床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）																																																								
1径間当たり3断面（両端及び中央）測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1箇所とする。																																																								
1径間当たり3ヶ所（両端及び中央）測定。 1箇所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。																																																								
支承全数を測定。  支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1）先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2）可動支承の遊間（La、Lb）を計測し、支承据付時のオフセット量 $\delta$ を考慮して、移動可能性が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3）可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照																																																								

■諸基準類の改定に伴う修正

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

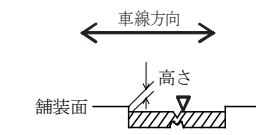
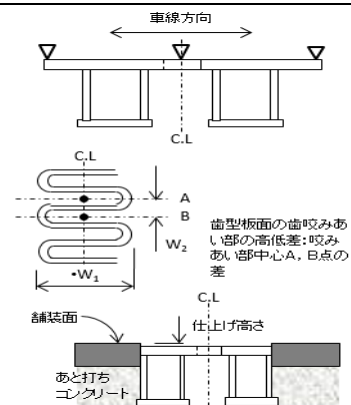
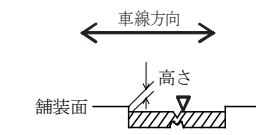
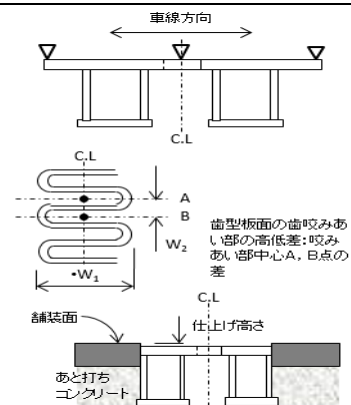
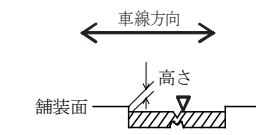
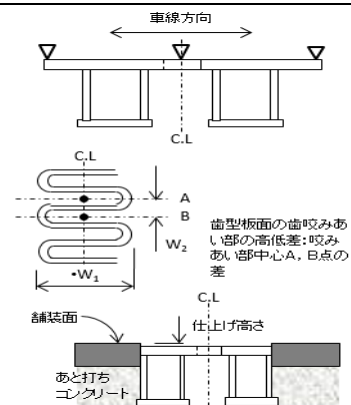
(旧) 令和元年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
5 道 路 編	5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部	6 床 版 ・ 横 組 工	2		床版・横組工	基準高 ▽	±20	基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1箇所測定。（床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）			
						幅 w	+30～0				
						厚 さ t	+20～-10				
						鉄筋の有効高さ	±10				
						鉄筋のかぶり	設計値以上				
						鉄 筋 間 隔	±20				
上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10										
5 道 路 編	5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部	7 支 承 工	2	1	支承工 (金属支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。  支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間(La、Lb)を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照			
						可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量 +10以上				
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	±5				
						支承の 水平度	橋 軸 方 向				1/100
							橋軸直角方向				1/100
						同一支承線上の可動支承の橋軸方向のずれの 相対誤差	5				
						可動支承の移動量 注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上				



# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

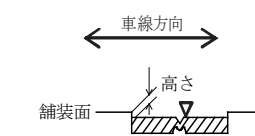
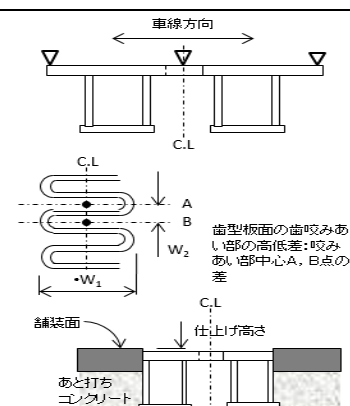
	第5編 道路編 5章 コクリート橋上部 7節 支承工 支承工	頁 新(旧)	II-136 (131)																																																																									
(新) 令和 2年 10月 版	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>編</th> <th>章</th> <th>節</th> <th>条</th> <th>枝番</th> <th>工 種</th> <th>測 定 項 目</th> <th>規 格 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center;">5 道 路 編</td> <td rowspan="6" style="text-align: center;">5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部</td> <td rowspan="6" style="text-align: center;">7 支 承 工</td> <td rowspan="6" style="text-align: center;">2</td> <td rowspan="6" style="text-align: center;">2</td> <td rowspan="6" style="text-align: center;">支承工 (ゴム支承)</td> <td>据付け高さ 注1)</td> <td>± 5</td> </tr> <tr> <td>可動支承の移動可能量 注2)</td> <td>設計移動量 以上</td> </tr> <tr> <td>支承中心間隔 (橋軸直角方向)</td> <td>± 5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">水平度</td> <td>橋 軸 方 向</td> <td>1/300</td> </tr> <tr> <td>橋軸直角方向</td> <td>1/300</td> </tr> <tr> <td>同一支承線上の可動支 承の橋軸方向のずれの 相対誤差</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>可動支承の機能確認 注3)</td> <td>温度変化に伴 う移動量計算 値の1/2以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">5 道 路 編</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">8 橋 梁 付 属 物 工</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">2</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">1</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">伸縮装置工 (ゴムジョイント)</td> <td>据 付 け 高 さ</td> <td>± 3</td> </tr> <tr> <td>表 面 の 凹 凸</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>仕 上 げ 高 さ</td> <td>塗装面に対し 0~-2</td> </tr> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center;">5 道 路 編</td> <td rowspan="7" style="text-align: center;">5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部</td> <td rowspan="7" style="text-align: center;">8 橋 梁 付 属 物 工</td> <td rowspan="7" style="text-align: center;">2</td> <td rowspan="7" style="text-align: center;">2</td> <td rowspan="7" style="text-align: center;">伸縮装置工 (鋼製フィンガージョ イント)</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">高 さ</td> <td>据 付 け 高 さ</td> <td>± 3</td> </tr> <tr> <td>車線方向各点 誤差の相対差</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>表 面 の 凹 凸</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>歯型板面の歯咬み 合い部の高低差</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>歯咬み合い部の 縦方向間隔 w<sub>1</sub></td> <td>± 2</td> </tr> <tr> <td>歯咬み合い部の 横方向間隔 w<sub>2</sub></td> <td>± 5</td> </tr> <tr> <td>仕 上 げ 高 さ</td> <td>舗装面に対し 0~-2</td> </tr> </tbody> </table>	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	5 道 路 編	5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部	7 支 承 工	2	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	± 5	可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量 以上	支承中心間隔 (橋軸直角方向)	± 5	水平度	橋 軸 方 向	1/300	橋軸直角方向	1/300	同一支承線上の可動支 承の橋軸方向のずれの 相対誤差	5	可動支承の機能確認 注3)	温度変化に伴 う移動量計算 値の1/2以上	5 道 路 編	5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	2	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据 付 け 高 さ	± 3	表 面 の 凹 凸	3	仕 上 げ 高 さ	塗装面に対し 0~-2	5 道 路 編	5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	2	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョ イント)	高 さ	据 付 け 高 さ	± 3	車線方向各点 誤差の相対差	3	表 面 の 凹 凸	3	歯型板面の歯咬み 合い部の高低差	2	歯咬み合い部の 縦方向間隔 w <sub>1</sub>	± 2	歯咬み合い部の 横方向間隔 w <sub>2</sub>	± 5	仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0~-2	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>測 定 基 準</th> <th>測 定 箇 所</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>                     支承全数を測定。                       上部構造部材下面とゴム支承面との接                      触面及びゴム支承と台座モルタルとの                      接触面に肌すきが無いことを確認。                      支承の平面寸法が300mm以下の場合、                      水平面の高低差を1mm以下とする。な                      お、支承を勾配なりに据付ける場合を                      除く。                      注1) 先固定の場合は、支承上面で測                      定する。                      注2) 可動支承の遊間(La、Lb)を計                      測し、支承据付時のオフセット量δを                      考慮して、移動可能量が道路橋支承便                      覧の規格値を満たすことを確認する。                      注3) 可動支承の移動量検査は、架設                      完了後に実施する。                      詳細は、道路橋支承便覧参照                 </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>                     車道端部及び中央部付近の3点を測                      定。                       表面凹凸は長手方向(橋軸直角方向)                      に3mの直線定規で測って凹凸が3mm                      以下                 </td> <td style="text-align: center;">  </td> <td></td> </tr> <tr> <td>                     高さについては車道端部、中央部にお                      いて車線方向に各3点計9点。                       表面凹凸は長手方向(橋軸直角方向)                      に3mの直線定規で測って凹凸が3mm                      以下                       歯咬み合い部は車道端部、中央部の計                      3点。                 </td> <td style="text-align: center;">  </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	支承全数を測定。  上部構造部材下面とゴム支承面との接 触面及びゴム支承と台座モルタルとの 接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合、 水平面の高低差を1mm以下とする。な お、支承を勾配なりに据付ける場合を 除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測 定する。 注2) 可動支承の遊間(La、Lb)を計 測し、支承据付時のオフセット量δを 考慮して、移動可能量が道路橋支承便 覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設 完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照			車道端部及び中央部付近の3点を測 定。  表面凹凸は長手方向(橋軸直角方向) に3mの直線定規で測って凹凸が3mm 以下			高さについては車道端部、中央部にお いて車線方向に各3点計9点。  表面凹凸は長手方向(橋軸直角方向) に3mの直線定規で測って凹凸が3mm 以下  歯咬み合い部は車道端部、中央部の計 3点。		
	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値																																																																				
	5 道 路 編	5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部	7 支 承 工	2	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	± 5																																																																				
							可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量 以上																																																																				
							支承中心間隔 (橋軸直角方向)	± 5																																																																				
							水平度	橋 軸 方 向	1/300																																																																			
								橋軸直角方向	1/300																																																																			
							同一支承線上の可動支 承の橋軸方向のずれの 相対誤差	5																																																																				
	可動支承の機能確認 注3)	温度変化に伴 う移動量計算 値の1/2以上																																																																										
	5 道 路 編	5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	2	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据 付 け 高 さ	± 3																																																																				
表 面 の 凹 凸							3																																																																					
仕 上 げ 高 さ							塗装面に対し 0~-2																																																																					
5 道 路 編	5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	2	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョ イント)	高 さ	据 付 け 高 さ	± 3																																																																				
							車線方向各点 誤差の相対差	3																																																																				
						表 面 の 凹 凸	3																																																																					
						歯型板面の歯咬み 合い部の高低差	2																																																																					
						歯咬み合い部の 縦方向間隔 w <sub>1</sub>	± 2																																																																					
						歯咬み合い部の 横方向間隔 w <sub>2</sub>	± 5																																																																					
						仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0~-2																																																																					
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要																																																																										
支承全数を測定。  上部構造部材下面とゴム支承面との接 触面及びゴム支承と台座モルタルとの 接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合、 水平面の高低差を1mm以下とする。な お、支承を勾配なりに据付ける場合を 除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測 定する。 注2) 可動支承の遊間(La、Lb)を計 測し、支承据付時のオフセット量δを 考慮して、移動可能量が道路橋支承便 覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設 完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照																																																																												
車道端部及び中央部付近の3点を測 定。  表面凹凸は長手方向(橋軸直角方向) に3mの直線定規で測って凹凸が3mm 以下																																																																												
高さについては車道端部、中央部にお いて車線方向に各3点計9点。  表面凹凸は長手方向(橋軸直角方向) に3mの直線定規で測って凹凸が3mm 以下  歯咬み合い部は車道端部、中央部の計 3点。																																																																												
■諸基準類の改定に伴う修正																																																																												

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

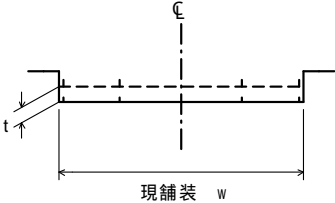
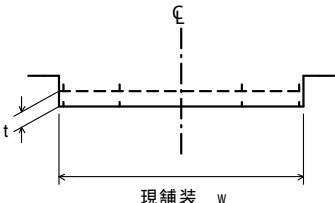
(旧) 令和元年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
5 道 路 編	5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部	7 支 承 工	2	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5	
						可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量 +10以上	
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	±5	
						支承の 水平度	橋 軸 方 向	1/300
							橋軸直角方向	1/300
						同一支承線上の可動支 承の橋軸方向のずれの 相対誤差	5	
可動支承の移動量 注3)	温度変化に伴 う移動量計算 値の1/2以上							
5 道 路 編	5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	2	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	±3	
						表面の凹凸	3	
						仕上げ高さ	塗装面に対し 0~-2	
5 道 路 編	5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	2	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョ イント)	高さ	据付け高さ	±3
							車線方向各点 誤差の相対差	3
						表面の凹凸	3	
						歯型板面の歯咬み 合い部の高低差	2	
						歯咬み合い部の 縦方向間隔 $w_1$	±2	
						歯咬み合い部の 横方向間隔 $w_2$	±5	
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>支承全数を測定。</p> <p>上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。</p> <p>支承の平面寸法が300mm以下の場合、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。</p> <p>注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。</p> <p>注2) 可動支承の遊間(La、Lb)を計測し、支承据付時のオフセット量<math>\delta</math>を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。</p> <p>注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。</p> <p>詳細は、道路橋支承便覧参照</p>		
<p>車道端部及び中央部付近の3点を測定。</p> <p>表面凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下</p>		
<p>高さについては車道端部、中央部において車線方向に各3点計9点。</p> <p>表面凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下</p> <p>歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点。</p>		

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 ( 共通・河川・海岸・砂防・道路 )

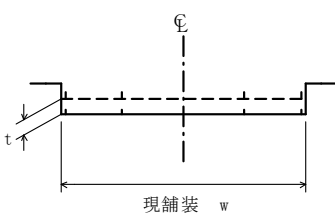
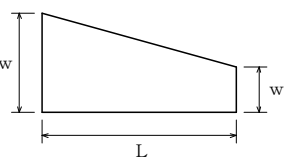
	第5編 道路編 13章 道路修繕 3節 舗装修繕工 路面切削工	頁	新(旧)	-145 ( 140 )																							
(新) 令和 2年 10月 版	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">編</th> <th rowspan="2">章</th> <th rowspan="2">節</th> <th rowspan="2">条</th> <th rowspan="2">枝番</th> <th rowspan="2">工 種</th> <th rowspan="2">測定項目</th> <th colspan="2">規 格 値</th> </tr> <tr> <th>個々の測定値 (X)</th> <th>平均の測定値 (X<sub>10</sub>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">5 道路 編</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">13 道路 修繕</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">4 舗装 修繕 工</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">3</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">路面切削工</td> <td style="text-align: center;">厚 さ t</td> <td style="text-align: center;">- 7</td> <td style="text-align: center;">- 2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">幅 w</td> <td style="text-align: center;">- 25</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X <sub>10</sub> )	5 道路 編	13 道路 修繕	4 舗装 修繕 工	3	1	路面切削工	厚 さ t	- 7	- 2	幅 w	- 25				
	編								章	節	条	枝番							工 種	測定項目	規 格 値						
個々の測定値 (X)		平均の測定値 (X <sub>10</sub> )																									
5 道路 編	13 道路 修繕	4 舗装 修繕 工	3	1	路面切削工	厚 さ t	- 7	- 2																			
						幅 w	- 25																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">編</th> <th rowspan="2">章</th> <th rowspan="2">節</th> <th rowspan="2">条</th> <th rowspan="2">枝番</th> <th rowspan="2">工 種</th> <th rowspan="2">測定項目</th> <th colspan="2">規 格 値</th> </tr> <tr> <th>個々の測定値 (X)</th> <th>平均の測定値 (X<sub>10</sub>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">5 道路 編</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">13 道路 修繕</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">4 舗装 修繕 工</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">3</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">2</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">路面切削工</td> <td style="text-align: center;">厚 さ t <small>(標高較差)</small></td> <td style="text-align: center;">- 1.7 <small>(1.7)</small></td> <td style="text-align: center;">- 2 <small>(2)</small></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">幅 w</td> <td style="text-align: center;">- 25</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table>	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X <sub>10</sub> )	5 道路 編	13 道路 修繕	4 舗装 修繕 工	3	2	路面切削工	厚 さ t <small>(標高較差)</small>	- 1.7 <small>(1.7)</small>	- 2 <small>(2)</small>	幅 w	- 25	—	<p>測定基準</p> <p>施工延長 40m ( 測点間隔 25m の場合は 50m ) につき 1ヶ所。 厚さは 40m 毎に現舗装高さ と 切削後の基準高との差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長 40m 未満の場合は、2ヶ所 / 施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。</p>	 <p style="text-align: center;">現舗装 w</p>	
編	章								節	条	枝番	工 種							測定項目	規 格 値							
		個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X <sub>10</sub> )																								
5 道路 編	13 道路 修繕	4 舗装 修繕 工	3	2	路面切削工	厚 さ t <small>(標高較差)</small>	- 1.7 <small>(1.7)</small>	- 2 <small>(2)</small>																			
						幅 w	- 25	—																			
	<p>1 . 施工履歴データを用いた出来形管理要領(案)(路面切削工編)に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2 . 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差を算出する。計測密度は 1 点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>3 . 厚さ t または標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。</p> <p>4 . 幅は、延長 40m 未満の場合は、2箇所 / 施工箇所とする。</p>	 <p style="text-align: center;">現舗装 w</p>	<p style="color: red;">要領等の制定後に適用予定</p>																								
ICT 関連追加																											

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(旧) 令和元年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X <sub>10</sub> )
5	13	4	3		路面切削工	厚さ t	-7	-2
						幅 w	-25	-
5	13	4	4		舗装打換え工	路盤工	厚さ t	該 当 工 種
							幅 w	-50
							延長 L	-100
						舗設工	厚さ t	該 当 工 種
							幅 w	-25
							延長 L	-100

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所。                  厚さは 40m毎に現舗装高さと同程度の基準高との差で算出する。                  測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。                  延長 40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。                  断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。                  測定方法は自動横断測定法によることが出来る。</p>		
各層毎 1ヶ所 / 1 施工箇所		

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第5編 道路編 13章 道路修繕 3節 舗装修繕工 路面切削工

頁 新(旧)

- 147 (141)

(新) 令和2年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X <sub>10</sub> ) 面管理の場合は測定値の平均
5	13	4	5	1	オーバーレイ工 (切削オーバーレイ工)	厚さ t (切削)	- 7	- 2
						厚さ t (オーバーレイ)	- 9	
						幅 w	- 25	
						延長 L	- 100	
					平坦性	-	3mプロフィールメーター( )2.4mm以下 直読式(足付き) ( )1.75mm以下	
<u>5</u>	<u>13</u>	<u>4</u>	<u>5</u>	<u>2</u>	<u>オーバーレイ工 (切削オーバーレイ工) (面管理の場合) 厚さ t または標高較差 (切削)のみ</u>	<u>厚さ t (標高較差) (切削)</u>	<u>-1.7 (1.7)</u>	<u>-2 (2)</u>
						<u>厚さ t (オーバーレイ)</u>	<u>- 9</u>	
						<u>幅 w</u>	<u>- 25</u>	
						<u>延長 L</u>	<u>- 100</u>	
					<u>平坦性</u>	<u>-</u>	<u>3mプロフィールメーター( )2.4mm以下 直読式(足付き) ( )1.75mm以下</u>	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>厚さは 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、幅は 80m (測点間隔 25mの場合は 100m) につき 1ヶ所。 厚さは 40m毎に現舗装高さ又は切削後の高さとしてオーバーレイ後の基準高との差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 施工延長 40m未満 (測点間隔 25mの場合は 50m未満) の場合は、2ヶ所 / 施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数、厚さを変えることができる。 測定方法は自動横断測定法によることができる。</p>		<p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。</p>
<p>厚さは 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、幅は 80m (測点間隔 25mの場合は 100m) につき 1ヶ所。 厚さは 40m毎に現舗装高さ又は切削後の高さとしてオーバーレイ後の基準高との差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 施工延長 40m未満 (測点間隔 25mの場合は 50m未満) の場合は、2ヶ所 / 施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数、厚さを変えることができる。</p>		<p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。</p>

要領等の制定後に適用予定

ICT 関連追加



# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(旧) 令和元年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均
5	13	4	5	1	オーバーレイ工 (切削オーバーレイ工)	厚さ t (切削)	-7	-2
						厚さ t (オーバーレイ)	-9	
						幅 w	-25	
						延長 L	-100	
					平坦性		3mプロフィールメーター (σ) 2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75mm 以下	
5	13	4	5	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3
						平坦性		3mプロフィールメーター (σ) 2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75mm 以下

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>厚さは 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、幅は 80m (測点間隔 25m の場合は 100m) につき 1ヶ所。 厚さは 40m 毎に現舗装高さ又は切削後の高さとしてオーバーレイ後の基準高との差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 施工延長 40m 未満 (測点間隔 25m の場合は 50m 未満) の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数、厚さを変えることができる。 測定方法は自動横断測定法によることができる。</p>	<p style="text-align: center;">現舗装 w</p>	維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」または「TS (ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/n<sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。</p>		

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和2年10月版						(旧) 令和元年10月版						頁						
II 土木工事施工管理基準						3 品質管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道路)						新(旧)						
工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
2 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-88	粒状路盤:修正CBR20%以上	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○	2 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	粒状路盤:修正CBR20%以上	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○	II-167(167)
					車道部 最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について満足するものとする。 1,000m2につき1回の割合で行う。ただし、施工面積が3,000m2以下のものは1工区(ロット)当たり3回として、X3の規格値を採用する。	・締固め度は、10回の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10回の測定値が得がたい場合は3回の測定値の平均値X3が規格値を満足しなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3回のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。X6で不合格の場合、そのロットは不合格となる。(X6にそのロット内で4回を加えてX10の規格値を採用することはできない。)	○						II-168(168)				
					歩道部 最大乾燥密度の85%以上	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の85%以上を満足するものとし、かつ平均値について満足するものとする。 1,000m2につき1回の割合で行う。ただし、施工面積が3,000m2以下のものは1工区(ロット)当たり3回として、X3の規格値を採用する。	・締固め度は、10回の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10回の測定値が得がたい場合は3回の測定値の平均値X3が規格値を満足しなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3回のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。X6で不合格の場合、そのロットは不合格となる。(X6にそのロット内で4回を加えてX10の規格値を採用することはできない。)	○						II-168(168)				
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		・全幅、全区間で実施する。						ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		・全幅、全区間で実施する。			
2 アスファルト舗装	材料	必須	粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片:10%以下	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○	2 アスファルト舗装	材料	必須	粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片:10%以下	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○	II-171(171)
					50%以下	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○						II-172(172)				
					3%以下	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○						II-172(172)				
			ファイラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-83								ファイラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65					
			ファイラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-74								ファイラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-59					

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和2年10月版

(旧) 令和元年10月版

頁

## II 土木工事施工管理基準

### 3 品質管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道路)

新(旧)

工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
② アスファルト舗装	材料	その他	ファイラーの剝離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-78	1/4以下	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○	② アスファルト舗装	材料	その他	ファイラーの剝離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-61	1/4以下	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○	II-173(173) ■諸基準類の改正に伴う修正
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-94	水浸膨張比: 2.0%以下	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○										
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-212	舗装施工便覧参照 ・セミプロンアスファルト: 表3.3.4	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○				II-177(177) ■諸基準類の改正に伴う修正						
			60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-224	舗装施工便覧参照	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○				II-178(178) ■諸基準類の改正に伴う修正						
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-289	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト: 表3.3.3	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○										
グラント	必須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい: ±12%以内基準粒度	抽出ふるい分け試験の場合: 1~2回/日 ・中規模以上の工事: 定期的又は随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき。 又は 印字記録の場合: 全数	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○	グラント	必須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±12%以内基準粒度	抽出ふるい分け試験の場合: 1~2回/日 ・中規模以上の工事: 定期的又は随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき。 又は 印字記録の場合: 全数	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○			

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和2年10月版

(旧) 令和元年10月版

頁

## II 土木工事施工管理基準

### 3 品質管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道路)

新(旧)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
舗設現場	舗設現場	必須	粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-18	75μmふるい: ±5%以内基準粒度	抽出ふるい分け試験の場合: 1~2回/日 ・中規模以上の工事: 定期的又は随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき。 又は 印字記録の場合: 全数	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-318	アスファルト量: ±0.9%以内	抽出ふるい分け試験の場合: 1~2回/日 ・中規模以上の工事: 定期的又は随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき。 又は 印字記録の場合: 全数	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○
	その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-55	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○	
		ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-44	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○	
		ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-18	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○	
	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-218	車道部 基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道部 基準密度の90%以上。  3,000m <sup>2</sup> を超えるものは、X3のロットを組み合わせる。若しくはX10とX3のロットを組み合わせた工区に分割し、それぞれのロットの回数の規格値を採用する。 同一工事における工区の分割は、工事監督員との協議により決定する。	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について満足するものとする。 1,000m <sup>2</sup> につき1回の割合で行う。ただし、施工面積が3,000m <sup>2</sup> 以下のものは1工区(ロット)当たり3回として、X3の規格値を採用する。 3,000m <sup>2</sup> を超えるものは、X3のロットを組み合わせる。若しくはX10とX3のロットを組み合わせた工区に分割し、それぞれのロットの回数の規格値を採用する。 同一工事における工区の分割は、工事監督員との協議により決定する。	・現場密度は、10回の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10回の測定値が得がたい場合は3回の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3回のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。X6で不合格の場合、そのロットは不合格となる。(X6にそのロット内で4回を加えてX10の規格値を採用することはできない。) ・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量(プラント出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	○
すべり抵抗試験			舗装調査・試験法便覧[1]-101	設計図書による。	舗設車線毎200m毎に1回。			

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
舗設現場	舗設現場	必須	粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-14	75μmふるい: ±5%以内基準粒度	抽出ふるい分け試験の場合: 1~2回/日 ・中規模以上の工事: 定期的又は随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき。 又は 印字記録の場合: 全数	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-238	アスファルト量: ±0.9%以内	抽出ふるい分け試験の場合: 1~2回/日 ・中規模以上の工事: 定期的又は随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき。 又は 印字記録の場合: 全数	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○
	その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-57	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○	
		ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-39	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○	
		ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-17	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○	
	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-91	車道部 基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道部 基準密度の90%以上。  3,000m <sup>2</sup> を超えるものは、X3のロットを組み合わせる。若しくはX10とX3のロットを組み合わせた工区に分割し、それぞれのロットの回数の規格値を採用する。 同一工事における工区の分割は、工事監督員との協議により決定する。	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について満足するものとする。 1,000m <sup>2</sup> につき1回の割合で行う。ただし、施工面積が3,000m <sup>2</sup> 以下のものは1工区(ロット)当たり3回として、X3の規格値を採用する。 3,000m <sup>2</sup> を超えるものは、X3のロットを組み合わせる。若しくはX10とX3のロットを組み合わせた工区に分割し、それぞれのロットの回数の規格値を採用する。 同一工事における工区の分割は、工事監督員との協議により決定する。	・現場密度は、10回の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10回の測定値が得がたい場合は3回の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3回のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。X6で不合格の場合、そのロットは不合格となる。(X6にそのロット内で4回を加えてX10の規格値を採用することはできない。) ・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量(プラント出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	○
すべり抵抗試験			舗装調査・試験法便覧[1]-84	設計図書による。	舗設車線毎200m毎に1回。			

II-179(179)  
■諸基準類の改正に伴う修正

II-180(180)  
■諸基準類の改正に伴う修正

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和2年10月版	(旧) 令和元年10月版	頁 新(旧)
<b>II 土木工事施工管理基準</b>		
<b>9 写真管理基準</b>	<b>9 写真管理基準</b>	
<p><b>9-10 情報化施工及び3次元データによる施工管理</b></p> <p>「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「<u>施工履歴データを用いた出来形管理要領(路面切削工編)(案)</u>」、「<u>施工履歴データを用いた出来形管理要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編)(案)</u>」、「<u>施工履歴データを用いた出来形管理要領(固結工(スラリー攪拌工)) (案)</u>」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p> <p>また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p>	<p><b>9-10 情報化施工及び3次元データによる施工管理</b></p> <p>「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p> <p>また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p>	<p>II - 356 (349)</p> <p>■諸基準類の改定による修正</p>





# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和2年10月版					(旧) 令和元年10月版					頁 新(旧)																																																																																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">写真管理項目</th> <th rowspan="2">摘 要</th> </tr> <tr> <th>撮影項目</th> <th>撮影頻度〔時期〕</th> <th>提出頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">安全管理</td> <td rowspan="4">安全管理</td> <td>各種標識類の設置状況</td> <td>各種類毎に1回〔設置後〕</td> <td rowspan="3">不 要</td> <td rowspan="4">実施状況資料に添付する。</td> </tr> <tr> <td>各種保安施設の設置状況</td> <td>各種類毎に1回〔設置後〕</td> </tr> <tr> <td>監視員交通整理状況</td> <td>各1回〔作業中〕</td> </tr> <tr> <td>安全訓練等の実施状況</td> <td>実施毎に1回〔実施中〕</td> <td>不 要</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">使用材料</td> <td rowspan="4">使用材料</td> <td>形状寸法</td> <td>各品目毎に1回〔使用前〕</td> <td rowspan="2">不 要</td> <td rowspan="4">品質証明に添付する。</td> </tr> <tr> <td>使用数量 保管状況</td> <td>各品目毎に1回</td> <td>品目毎に各1枚</td> </tr> <tr> <td>品質証明 (JISマーク表示)</td> <td>各品目毎に1回</td> <td rowspan="2">不 要</td> </tr> <tr> <td>検査実施状況</td> <td>各品目毎に1回〔検査時〕</td> </tr> <tr> <td colspan="2">品質管理</td> <td colspan="3">9-12 撮影箇所一覧表(品質管理)に準じて撮影 不可視部分の施工 適 宜</td> <td>適 宜</td> </tr> <tr> <td colspan="2">出来形管理</td> <td colspan="3">9-13 撮影箇所一覧表(出来形管理)に準じて撮影 不可視部分の施工 適 宜</td> <td>適 宜</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="3">出来形管理基準が定められていない 工事監督員と協議事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災 害</td> <td>被災状況</td> <td>被災状況及び被災規模等</td> <td>その都度〔被災前〕 〔被災直後〕 〔被災後〕</td> <td>適 宜</td> <td>被災前は付近の写真でも可</td> </tr> <tr> <td>事 故</td> <td>事故報告</td> <td>事故の状況</td> <td>その都度〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕</td> <td>適 宜</td> <td>発生前は付近の写真でも可</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補償関係外</td> <td>補償関係</td> <td>被害又は損害状況等</td> <td>その都度〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕</td> <td>適 宜</td> <td>発生前は付近の写真でも可</td> </tr> <tr> <td>環境対策 <u>現場環境改善</u>等</td> <td>各施設設置状況</td> <td>各種毎1回〔設置後〕</td> <td>適 宜</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					区 分	工 種	写真管理項目			摘 要	撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回〔設置後〕	不 要	実施状況資料に添付する。	各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回〔設置後〕	監視員交通整理状況	各1回〔作業中〕	安全訓練等の実施状況	実施毎に1回〔実施中〕	不 要	使用材料	使用材料	形状寸法	各品目毎に1回〔使用前〕	不 要	品質証明に添付する。	使用数量 保管状況	各品目毎に1回	品目毎に各1枚	品質証明 (JISマーク表示)	各品目毎に1回	不 要	検査実施状況	各品目毎に1回〔検査時〕	品質管理		9-12 撮影箇所一覧表(品質管理)に準じて撮影 不可視部分の施工 適 宜			適 宜	出来形管理		9-13 撮影箇所一覧表(出来形管理)に準じて撮影 不可視部分の施工 適 宜			適 宜			出来形管理基準が定められていない 工事監督員と協議事項				災 害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度〔被災前〕 〔被災直後〕 〔被災後〕	適 宜	被災前は付近の写真でも可	事 故	事故報告	事故の状況	その都度〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	適 宜	発生前は付近の写真でも可	補償関係外	補償関係	被害又は損害状況等	その都度〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	適 宜	発生前は付近の写真でも可	環境対策 <u>現場環境改善</u> 等	各施設設置状況	各種毎1回〔設置後〕	適 宜		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">写真管理項目</th> <th rowspan="2">摘 要</th> </tr> <tr> <th>撮影項目</th> <th>撮影頻度〔時期〕</th> <th>提出頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">補償関係外</td> <td>補償関係</td> <td>被害又は損害状況等</td> <td>その都度〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕</td> <td>適 宜</td> <td>発生前は付近の写真でも可</td> </tr> <tr> <td>環境対策 イメージアップ等</td> <td>各施設設置状況</td> <td>各種毎1回〔設置後〕</td> <td>適 宜</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					区 分	工 種	写真管理項目			摘 要	撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	補償関係外	補償関係	被害又は損害状況等	その都度〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	適 宜	発生前は付近の写真でも可	環境対策 イメージアップ等	各施設設置状況	各種毎1回〔設置後〕	適 宜		<p style="text-align: center;">II - 358 (351)</p> <p>■諸基準類の改定による修正</p>
区 分	工 種	写真管理項目					摘 要																																																																																																				
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度																																																																																																							
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回〔設置後〕	不 要	実施状況資料に添付する。																																																																																																						
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回〔設置後〕																																																																																																								
		監視員交通整理状況	各1回〔作業中〕																																																																																																								
		安全訓練等の実施状況	実施毎に1回〔実施中〕	不 要																																																																																																							
使用材料	使用材料	形状寸法	各品目毎に1回〔使用前〕	不 要	品質証明に添付する。																																																																																																						
		使用数量 保管状況	各品目毎に1回			品目毎に各1枚																																																																																																					
		品質証明 (JISマーク表示)	各品目毎に1回	不 要																																																																																																							
		検査実施状況	各品目毎に1回〔検査時〕																																																																																																								
品質管理		9-12 撮影箇所一覧表(品質管理)に準じて撮影 不可視部分の施工 適 宜			適 宜																																																																																																						
出来形管理		9-13 撮影箇所一覧表(出来形管理)に準じて撮影 不可視部分の施工 適 宜			適 宜																																																																																																						
		出来形管理基準が定められていない 工事監督員と協議事項																																																																																																									
災 害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度〔被災前〕 〔被災直後〕 〔被災後〕	適 宜	被災前は付近の写真でも可																																																																																																						
事 故	事故報告	事故の状況	その都度〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	適 宜	発生前は付近の写真でも可																																																																																																						
補償関係外	補償関係	被害又は損害状況等	その都度〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	適 宜	発生前は付近の写真でも可																																																																																																						
	環境対策 <u>現場環境改善</u> 等	各施設設置状況	各種毎1回〔設置後〕	適 宜																																																																																																							
区 分	工 種	写真管理項目			摘 要																																																																																																						
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度																																																																																																							
補償関係外	補償関係	被害又は損害状況等	その都度〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	適 宜	発生前は付近の写真でも可																																																																																																						
	環境対策 イメージアップ等	各施設設置状況	各種毎1回〔設置後〕	適 宜																																																																																																							

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和2年10月版					(旧) 令和元年10月版					頁 新(旧)
<b>9-13 撮影箇所一覧表 (出来形管理)</b>					No. 5					II - 368 (361) ■諸基準類の改定による修正
編	章	節	条	項	工 種	写真管理項目			摘 要	
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度		
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	4		緑化ブロック工	厚 さ (裏込)	100m又は1施工箇所 に1回〔施工中〕	代表箇所 各1枚		
						法 長 厚 さ (ブロック)	100m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕 ただし、根入部は40m に1回			
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	5		石積(張)工	厚 さ (裏込)	100m又は1施工箇所 に1回〔施工中〕	代表箇所 各1枚		
						法 長 厚 さ (石積・張)	100m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕 ただし、根入部は40m に1回			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	1	アスファルト舗装工 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		
						整正状況	各層毎500mに1回 〔整正後〕			
						厚 さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「ITS(プリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」(以下、「舗装工の情報化施工」と呼ぶ。)により厚さあるいは標高較差を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕			
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、舗装工の情報化施工による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕				
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	1	アスファルト舗装工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		
						整正状況	各層毎500mに1回 〔整正後〕			
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕				
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	2	加熱アスファルト安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		
						整正状況	各層毎500mに1回 〔整正後〕			
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕				
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	3	基層工	整正状況	200mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚		
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	4	表層工	整正状況	200mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚		
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕			
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕			

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和2年10月版										(旧) 令和元年10月版										頁 新(旧)
No. 6										No. 6										II - 369 (361-362) ■諸基準類の改定による修正
編	章	節	条	項	工 種	写真管理項目			摘 要	編	章	節	条	項	工 種	写真管理項目			摘 要	
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度								撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度		
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5 アスファルト舗装工	2	加熱アスファルト安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	1	コンクリート舗装工 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		
						整正状況	各層毎500mに1回 〔整正後〕									整正状況	各層毎500mに1回 〔整正後〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 <small>ただし、舗装工の情報 化施工による場合は各 層毎1工事に1回 〔整正後〕</small>									厚 さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5 アスファルト舗装工	3	基層工	整正状況	200mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚		1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	2	加熱アスファルト安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕									整正状況	各層毎500mに1回 〔整正後〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 <small>ただし、舗装工の情報 化施工による場合は各 層毎1工事に1回 〔整正後〕</small>									厚 さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5 アスファルト舗装工	4	表層工	整正状況	200mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚		1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	3	アスファルト中間層	整正状況	200mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚		
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕									タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕			
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕									幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	1	コンクリート舗装工 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	4	コンクリート舗装版工	石粉、 プライムコート	80mに1回 〔散布時〕	代表箇所 各1枚		
						整正状況	各層毎500mに1回 〔整正後〕									ダウエルバー、 タイバー寸法、 位置	80mに1回 〔据付後〕			
						厚 さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 <small>ただし、舗装工の情報 化施工により厚さある いは標高較差を管理 する場合は各層毎1工 事に1回 〔整正後〕</small>									鉄網寸法 位置	80mに1回 〔据付後〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 <small>ただし、舗装工の情報 化施工による場合は各 層毎1工事に1回 〔整正後〕</small>									平坦性	1工事1回 〔実施中〕			
							厚 さ									各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕				
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	5	転圧コンクリート版工 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	5	転圧コンクリート版工 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		
						整正状況	各層毎500mに1回 〔整正後〕									整正状況	各層毎500mに1回 〔整正後〕			
						厚 さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕									厚 さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕									幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕			

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和2年10月版										(旧) 令和元年10月版										頁 新(旧)
										No. 7										
編	章	節	条	款	工 種	写真管理項目			摘 要											
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度												
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	2	加熱アスファルト安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚												
						整正状況	各層毎500mに1回 〔整正後〕													
						厚 さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 <small>ただし、舗装工の情報 化施工により厚さある いは標高較差を管理 する場合は各層毎1工 事に1回</small> 〔整正後〕													
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 <small>ただし、舗装工の情報 化施工による場合は各 層毎1工事に1回</small> 〔整正後〕														
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	3	アスファルト中間層	整正状況	200mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚												
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕													
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 <small>ただし、舗装工の情報 化施工による場合は各 層毎1工事に1回</small> 〔整正後〕													
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	4	コンクリート舗装版工	石粉、プライムコート	80mに1回 〔散布時〕	代表箇所 各1枚												
						ダウエルバー、タイバー寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕													
						鉄網寸法 位置	80mに1回 〔据付後〕													
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕													
						厚 さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 <small>ただし、舗装工の情報 化施工による場合は各 層毎1工事に1回</small> 〔整正後〕													

II - 370 (362)  
 ■諸基準類の改定による修正

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和2年10月版											(旧) 令和元年10月版											頁 新(旧)
No. 8											No. 7											II - 371 (362-363) ■諸基準類の改定による修正
編	章	節	条	項	工 種	写真管理項目			摘 要	編	章	節	条	項	工 種	写真管理項目			摘 要			
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度								撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度				
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	5	転圧コンクリート版工 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	6	転圧コンクリート版工 セメント(石灰・瀝青) 安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚				
						修正状況	各層毎500mに1回 〔修正後〕															
						厚 さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 <small>ただし、舗装工の情報 化施工による場合は各 層毎1工事に1回 〔修正後〕</small>															
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 <small>ただし、舗装工の情報 化施工による場合は各 層毎1工事に1回 〔修正後〕</small>															
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	6	転圧コンクリート版工 セメント(石灰・瀝青) 安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	7	転圧コンクリート版工 アスファルト中間層	修正状況	200mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚				
						修正状況	各層毎500mに1回 〔修正後〕															
						厚 さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 <small>ただし、舗装工の情報 化施工により厚さある いは標高較差を管理 する場合は各層毎1工 事に1回 〔修正後〕</small>															
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	7	転圧コンクリート版工 アスファルト中間層	修正状況	200mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚		1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	8	転圧コンクリート版工	敷均し厚さ 転圧状況	500mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚				
						修正状況	各層毎500mに1回 〔修正後〕															
						厚 さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 <small>ただし、舗装工の情報 化施工による場合は各 層毎1工事に1回 〔修正後〕</small>															
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	8	転圧コンクリート版工	敷均し厚さ 転圧状況	500mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	9	コンクリート舗装工(連 続鉄筋コンクリート舗 装)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	代表箇所 各1枚				
						鉄筋寸法、 位置	80mに1回 〔据付後〕															
						横膨張目地 部クォールパ ー寸法、位置	1施工箇所に1回 〔据付後〕															
						縦そり突合 せ目地部・ 縦そりダミ 目地部ク ォールパ ー寸法、 位置	80mに1回 〔据付後〕															
						平坦性	1工事に1回〔実施中〕															
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 〔スリップフォーム工 法の場合は打設前後〕															
						目地段差	1工事に1回															



# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和2年10月版					(旧) 令和元年10月版			頁 新(旧)	
No. 9								II - 372 (363) ■諸基準類の改定による修正	
編	章	節	条	種	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
1 共 編	3 一 施 工	6 一 舗 装 工	6 コ ク リ ー ト 舗 装 工	9	コンクリート舗装工(連続鉄筋コンクリート舗装)	石粉、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	代表箇所 各1枚	
						鉄筋寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕		
						横膨張目地部 <sup>ク</sup> ェル <sup>ハ</sup> バー寸法、位置	1施工箇所に1回 〔据付後〕		
						縦そり突合せ目地部・縦そり <sup>ク</sup> ミ <sup>イ</sup> 目地部 <sup>ク</sup> ェル <sup>ハ</sup> バー寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕		
						平坦性	1工事に1回〔実施中〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 〔スリップフォーム工法の場合は打設前後〕 <span style="color: red;">ただし、舗装工の情報化施工により厚さあるいは標高較差を管理する場合は各層毎1工事に1回</span> 〔 <span style="color: red;">修正後</span> 〕		
						目地段差	1工事に1回		



# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和2年10月版											(旧) 令和元年10月版											頁 新(旧)
No. 13											No. 11											II - 376 (367) ■諸基準類の改定による修正
編	章	節	条	項	工 種	写真管理項目			摘 要	編	章	節	条	項	工 種	写真管理項目			摘 要			
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度								撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度				
1 共通編	4 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2		掘削工(切土工)	土質等の判別	地質が変わる毎に1回〔掘削中〕	代表箇所 各1枚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出来映えの撮影</li> <li>・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影</li> </ul>	1 共通編	4 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2		掘削工(切土工)	土質等の判別	地質が変わる毎に1回〔掘削中〕	代表箇所 各1枚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出来映えの撮影</li> <li>・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影</li> </ul>			
						法 長	200m又は1施工箇所 に1回〔掘削後〕									「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、 「 <u>TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)</u> 」、 「 <u>RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)</u> 」、 「 <u>地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)</u> 」、 「 <u>無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)</u> 」、 「 <u>地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)</u> 」(以下、「 <u>土工の情報化施工</u> 」と呼ぶ。)による場合は1工事1回による場合は1工事1回〔掘削後〕	「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は1工事1回〔掘削後〕					
1 共通編	4 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3		盛土工 築 堤	巻出し厚	200mに1回〔巻出し時〕	代表箇所 各1枚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出来映えの撮影</li> <li>・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影</li> </ul>	1 共通編	4 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	盛土工 築 堤	巻出し厚	200mに1回〔巻出し時〕	代表箇所 各1枚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出来映えの撮影</li> <li>・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影</li> </ul>				
						締固め状況	転圧機械が変わる毎に1回〔締固め時〕								「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は1工事1回〔施工後〕							
1 共通編	4 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3		盛土工 築 堤	法 長	200m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕	代表箇所 各1枚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出来映えの撮影</li> <li>・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影</li> </ul>	1 共通編	4 土工	3 河川・海岸・砂防土工	4	盛土補強工	厚 さ	100m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕	代表箇所 各1枚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出来映えの撮影</li> <li>・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影</li> </ul>				
						※右のいずれかで撮影する。	<u>土工の情報化施工</u> による場合は1工事1回〔施工後〕								「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は1工事1回〔施工後〕							

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和2年10月版										(旧) 令和元年10月版										頁 新(旧)
No. 15										No. 13										II - 378 (369) ■諸基準類の改定による修正
編	章	節	条	款	工 種	写真管理項目			摘 要	編	章	節	条	款	工 種	写真管理項目			摘 要	
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度								撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度		
1 共通編	4 土工	4 道路土工	2		掘削工（切土工）	土質等の判別	地質が変わる毎に1回〔掘削中〕	代表箇所 各1枚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出来映えの撮影</li> <li>・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影</li> </ul>	1 共通編	4 土工	4 道路土工	2		掘削工（切土工）	土質等の判別	地質が変わる毎に1回〔掘削中〕	代表箇所 各1枚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出来映えの撮影</li> <li>・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影</li> </ul>	
						法 長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所 に1回〔掘削後〕									土工の情報化施工による場合は1工事1回〔掘削後〕	法 長 ※右のいずれかで撮影する。			
1 共通編	4 土工	4 道路土工	3 6		盛土工 路床工	巻出し厚	200mに1回〔巻出し時〕	代表箇所 各1枚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出来映えの撮影</li> <li>・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影</li> </ul>	1 共通編	4 土工	4 道路土工	3 6		盛土工 路床工	巻出し厚	200mに1回〔巻出し時〕	代表箇所 各1枚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出来映えの撮影</li> <li>・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影</li> </ul>	
						締固め状況	転圧機械が変わる毎に1回〔締固め時〕									締固め状況	転圧機械が変わる毎に1回〔締固め時〕			
						法 長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕									土工の情報化施工による場合は1工事1回〔施工後〕	法 長 幅 ※右のいずれかで撮影する。			200m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕
1 共通編	4 土工	4 道路土工	5		整形仕上げ工	仕上げ状況厚さ	100m又は1施工箇所 に1回〔仕上げ時〕	代表箇所 各1枚		1 共通編	4 土工	4 道路土工	5		整形仕上げ工	仕上げ状況厚さ	100m又は1施工箇所 に1回〔仕上げ時〕	代表箇所 各1枚		
1 共通編	4 土工	4 道路土工	8		凍上抑制層	下層路盤工に同じ	下層路盤工に同じ	代表箇所 各1枚		1 共通編	4 土工	4 道路土工	8		凍上抑制層	下層路盤工に同じ	下層路盤工に同じ	代表箇所 各1枚		
1 共通編	5 無筋鉄筋 コンクリート	5 鉄筋	3		鉄筋の組立て	平均間隔	コンクリート打設毎に1回 （重要構造物かつ主鉄筋について適用） 〔組立て時〕	代表箇所 各1枚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出来映えの撮影</li> <li>・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影</li> </ul>	1 共通編	5 無筋鉄筋 コンクリート	5 鉄筋	3		鉄筋の組立て	平均間隔	コンクリート打設毎に1回 （重要構造物かつ主鉄筋について適用） 〔組立て時〕	代表箇所 各1枚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出来映えの撮影</li> <li>・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影</li> </ul>	
						かぶり	コンクリート打設毎に1回 （重要構造物かつ主鉄筋について適用） 〔組立て時〕									かぶり	コンクリート打設毎に1回 （重要構造物かつ主鉄筋について適用） 〔組立て時〕			

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和2年10月版	(旧) 令和元年10月版	頁 新(旧)
<p><b>9-14 フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準 (案)</b>  <b>9-14-4 写真の省略</b>                      工事写真は、次の場合に省略するものとする。</p> <p>(1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。</p> <p>(2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。</p> <p><u>(3) 工事監督員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略する。臨場時の状況写真についても不要とする。</u></p>	<p><b>9-14 フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準 (案)</b>  <b>9-14-4 写真の省略</b>                      工事写真は、次の場合に省略するものとする。</p> <p>(1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。</p> <p>(2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。</p>	<p>II - 469 (460)</p> <p>■デジタルカメラの規定に合わせるよう修正</p>